令和７年

さいたま市議会１２月（１１月繰上げ）定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

目　　次

議案第１７１号　令和７年度さいたま市一般会計補正予算（第５号）
議案第１７２号　令和７年度さいたま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）
議案第１７３号　令和７年度さいたま市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第２号）
議案第１７４号　令和７年度さいたま市介護保険事業特別会計補正予算（第２号）
議案第１７５号　令和７年度さいたま市大宮駅西口都市改造事業特別会計補正予算（第１号）
議案第１７６号　令和７年度さいたま市江川土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）
議案第１７７号　令和７年度さいたま市公債管理特別会計補正予算（第１号）
議案第１７８号　令和７年度さいたま市水道事業会計補正予算（第１号）
議案第１７９号　令和７年度さいたま市病院事業会計補正予算（第２号）
議案第１８０号　令和７年度さいたま市下水道事業会計補正予算（第３号）
（以上の議案は、別冊に掲載されております。）
議案第１８１号　さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・　1
議案第１８２号　さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4
議案第１８３号　さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　6
議案第１８４号　さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６
議案第１８５号　さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例の制定について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ２８
議案第１８６号　さいたま市授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ４７
議案第１８７号　さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及びさいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ５０
議案第１８８号　さいたま市総合療育センターひまわり学園条例等の一部を改正する条例の制定について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ５３
議案第１８９号　さいたま市さくら草学園条例の一部を改正する条例の制定について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ５６
議案第１９０号　さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例の制定について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ５８
議案第１９１号　さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ６３
議案第１９２号　さいたま市衛生センター条例の一部を改正する条例の制定について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ７０
議案第１９３号　さいたま市食肉中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例の制定について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ７１
議案第１９４号　さいたま市産業廃棄物焼却施設解体工事請負契約について‥ ７３
議案第１９５号　さいたま市西区役所中規模修繕（建築）工事請負契約について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ７４
議案第１９６号　さいたま市西区役所中規模修繕（電気設備）工事請負契約について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ７５
議案第１９７号　さいたま市西区役所中規模修繕（機械設備）工事請負契約について‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ７６
議案第１９８号　議決事項の一部変更について（市営馬宮住宅建設（建築）工事（第１期）請負契約）‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥ ７７
議案第１９９号　議決事項の一部変更について（（仮称）岩槻消防署城南地区

出張所建設（建築）工事請負契約）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７８
議案第２００号　議決事項の一部変更について（さいたま市立新設大和田地区
小学校建設（建築）工事請負契約）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７９
議案第２０１号　議決事項の一部変更について（さいたま市立新設大和田地区
小学校建設（電気設備）工事請負契約）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８０
議案第２０２号　財産の取得について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８１
（（仮称）岩槻南部新和西地区近隣公園の特定公園施設）
議案第２０３号　指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８５
（さいたま市老人福祉センター武蔵浦和荘）
議案第２０４号　指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８６
（さいたま市高齢者生きがい活動センター）
議案第２０５号　指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８７
（さいたま市浦和斎場）
議案第２０６号　指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８８
（さいたま市営浦和駅東口駐車場）
議案第２０７号　指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　８９
（さいたま市営浦和駅東口駐車場）
議案第２０８号　指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９０
（さいたま市南浦和コミュニティセンター等）
議案第２０９号　指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９１
（さいたま市地域中核施設プラザイースト）
議案第２１０号　指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９２
（さいたま市東大宮コミュニティセンター等）
議案第２１１号　指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９３
（さいたま市馬宮コミュニティセンター等）
議案第２１２号　指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９４
（さいたま市地域中核施設プラザウエスト）
議案第２１３号　指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９５
（さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター）

議案第２１４号　指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９６
（さいたま市美園コミュニティセンター等）
議案第２１５号　指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９７
（さいたま市民会館うらわ）
議案第２１６号　指定管理者の指定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９８
（さいたま市市民活動サポートセンター）
議案第２１７号　当せん金付証票の発売について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　９９
議案第２１８号　市道路線の認定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１００
議案第２１９号　市道路線の廃止について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０２
議案第２２０号　人権擁護委員候補者の推薦について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１４
議案第２２１号　人権擁護委員候補者の推薦について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１５
議案第２２２号　人権擁護委員候補者の推薦について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１６
議案第２２３号　人権擁護委員候補者の推薦について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１７
議案第２２４号　人権擁護委員候補者の推薦について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１８

議案第１８１号

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第１条　さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成１３年さいたま市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（期末手当） 第５条　［略］ ２　期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に１００分の４５を乗じて得た額の合計額に<u>１００分の１７７．５</u>を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］ ３　［略］	（期末手当） 第５条　［略］ ２　期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に１００分の４５を乗じて得た額の合計額に<u>１００分の１７２．５</u>を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］ ３　［略］

第２条　さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（期末手当） 第５条　［略］ ２　期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に１００分の４５を乗じて得た額の合計額に１００分の１７５を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］ ３　［略］	（期末手当） 第５条　［略］ ２　期末手当の額は、それぞれ、その基準日現在（前項後段に規定する者にあっては、任期満了し、辞職し、失職し、除名され、死亡し、又は任期終了した日現在）において前項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及びその議員報酬の月額に１００分の４５を乗じて得た額の合計額に１００分の１７７．５を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］ ３　［略］

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

（適用）

２　第１条の規定による改正後のさいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第５条第２項の規定は、令和７年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前のさいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第１８２号

さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４０号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（期末手当） 第６条　［略］ ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>１００分の１７７．５</u>を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］ ３　［略］	（期末手当） 第６条　［略］ ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>１００分の１７２．５</u>を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］ ３　［略］

第２条　さいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を

当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（期末手当） 第６条　［略］ ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１７５を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］ ３　［略］	（期末手当） 第６条　［略］ ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１７７．５を乗じて得た額に、基準日以前６月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］ ３　［略］

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

（適用）

２　第１条の規定による改正後のさいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第６条第２項の規定は、令和７年１２月１日から適用する。

（期末手当の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前のさいたま市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

（委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第１８３号

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市職員の給与に関する条例及びさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

（さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　さいたま市職員の給与に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４２号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（初任給調整手当） 第９条　医療職給料表⑴の適用を受ける職（採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに限る。）に新たに採用された職員には、月額<u>３１万８００円</u>を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給する。 ２　［略］	（初任給調整手当） 第９条　医療職給料表⑴の適用を受ける職（採用による欠員の補充が困難であると認められる職で市長が定めるものに限る。）に新たに採用された職員には、月額<u>３１万円</u>を超えない範囲内の額を初任給調整手当として支給する。 ２　［略］
（通勤手当） 第１５条　［略］ ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　［略］ ⑵　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当	（通勤手当） 第１５条　［略］ ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　［略］ ⑵　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等のうち、支給単位期間当

たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア・イ　［略］

ウ　使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員　７，３００円

エ　使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員　１万４００円

オ　使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員　１万３，５００円

カ　使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員　１万６，６００円

キ　使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満である職員　１万９，７００円

ク　使用距離が片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満である職員　２万２，８００円

ケ　使用距離が片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満である職員　２万５，９００円

コ　使用距離が片道４５キロメートル以上５０キロメートル未満である職員　２万９，１００円

サ　使用距離が片道５０キロメートル以上５５キロメートル未満である職員　３万２，３００円

シ　使用距離が片道５５キロメートル以上６０キロメートル未満である職員　３万５，５００円

ス　使用距離が片道６０キロメートル以上である職員　３万８，７００円

⑶　［略］

３～６　［略］

（期末手当）

第２７条　［略］

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２７．５を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が５級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第３０条第２項において「特定管理職員」という。）にあっては１００分の１０７．５を乗じて得た額）に、基準日以前６月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲

たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

ア・イ　［略］

ウ　使用距離が片道１０キロメートル以上１５キロメートル未満である職員　７，１００円

エ　使用距離が片道１５キロメートル以上２０キロメートル未満である職員　１万円

オ　使用距離が片道２０キロメートル以上２５キロメートル未満である職員　１万２，９００円

カ　使用距離が片道２５キロメートル以上３０キロメートル未満である職員　１万５，８００円

キ　使用距離が片道３０キロメートル以上３５キロメートル未満である職員　１万８，７００円

ク　使用距離が片道３５キロメートル以上４０キロメートル未満である職員　２万１，６００円

ケ　使用距離が片道４０キロメートル以上４５キロメートル未満である職員　２万４，４００円

コ　使用距離が片道４５キロメートル以上５０キロメートル未満である職員　２万６，２００円

サ　使用距離が片道５０キロメートル以上５５キロメートル未満である職員　２万８，００００円

シ　使用距離が片道５５キロメートル以上６０キロメートル未満である職員　２万９，８００円

ス　使用距離が片道６０キロメートル以上である職員　３万１，６００円

⑶　［略］

３～６　［略］

（期末手当）

第２７条　［略］

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２５を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が５級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第３０条第２項において「特定管理職員」という。）にあっては１００分の１０５を乗じて得た額）に、基準日以前６月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分

げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］ ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７２．５」と、「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の６２．５」とする。 ４～６　［略］ （勤勉手当） 第３０条　［略］ ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に１００分の１０７．５（特定管理職員にあっては、１００分の１２７．５）を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５２．５（特定管理職員にあっては、１００分の６２．５）を乗じて得た額の総額 ３～５　［略］	に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］ ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の７０」と、「１００分の１０５」とあるのは「１００分の６０」とする。 ４～６　［略］ （勤勉手当） 第３０条　［略］ ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に１００分の１０５（特定管理職員にあっては、１００分の１２５）を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の５０（特定管理職員にあっては、１００分の６０）を乗じて得た額の総額 ３～５　［略］

別表第１から別表第３までを次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行　政　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級	８　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	191,600	267,300	301,000	332,100	371,700	411,400	463,100	520,600
	2	192,800	268,800	302,600	333,700	374,000	413,900	466,000	523,400
	3	193,900	270,300	304,200	335,300	376,200	416,300	468,800	526,200
	4	195,000	271,800	305,800	336,900	378,400	418,700	471,600	529,000
	5	196,100	273,300	307,300	338,500	380,600	421,100	474,400	531,800
	6	197,600	274,800	308,900	340,100	382,800	423,600	477,200	534,500
	7	199,100	276,300	310,500	341,700	385,000	426,000	479,900	537,200
	8	200,600	277,800	312,100	343,300	387,200	428,400	482,600	539,900
	9	202,100	279,300	313,600	344,900	389,400	430,800	485,300	542,600
	10	203,900	280,800	315,200	346,500	391,600	433,200	488,100	545,100
	11	205,600	282,200	316,800	348,100	393,800	435,600	490,800	547,500
	12	207,300	283,700	318,400	349,700	396,000	438,000	493,500	549,900
	13	209,000	285,100	319,900	351,300	398,200	440,400	496,200	552,300
	14	210,800	286,500	321,500	352,900	400,400	442,700	498,700	554,300
	15	212,500	287,900	323,100	354,500	402,600	445,000	501,100	556,300
	16	214,200	289,300	324,700	356,100	404,800	447,300	503,500	558,300
	17	215,900	290,700	326,200	357,700	407,000	449,500	505,900	560,200
	18	217,700	292,100	327,800	359,300	409,200	451,800	508,100	561,900
	19	219,400	293,500	329,400	360,900	411,300	454,100	510,300	563,500
	20	221,100	294,900	331,000	362,500	413,500	456,400	512,500	565,100
	21	222,800	296,300	332,500	364,100	415,600	458,600	514,600	566,700
	22	224,600	297,700	334,100	365,700	417,700	460,200	516,100	568,100
	23	226,300	299,000	335,600	367,300	419,800	461,700	517,600	569,500
	24	228,000	300,400	337,200	368,900	421,900	463,300	519,100	570,900
	25	229,700	301,700	338,700	370,500	423,900	464,800	520,600	572,200
	26	231,000	303,000	340,300	372,100	425,800	466,400	521,800	
	27	232,300	304,300	341,800	373,700	427,600	467,900	523,000	
	28	233,600	305,600	343,400	375,300	429,500	469,500	524,200	
	29	234,900	306,800	344,900	376,900	431,300	471,000	525,400	
	30	236,200	308,000	346,500	378,500	432,800	472,500	526,300	
	31	237,400	309,200	348,000	380,100	434,300	473,900	527,100	
	32	238,600	310,400	349,600	381,700	435,800	475,400	528,000	
	33	239,800	311,600	351,100	383,200	437,200	476,800	528,800	
	34	241,000	312,800	352,700	384,800	438,500	478,000	529,500	
	35	242,200	314,000	354,200	386,400	439,800	479,100	530,200	
	36	243,400	315,200	355,800	388,000	441,100	480,300	530,900	
	37	244,600	316,300	357,300	389,500	442,300	481,400	531,500	
	38	245,800	317,500	358,900	391,100	443,600	482,600		
	39	247,000	318,700	360,400	392,600	444,800	483,700		
	40	248,200	319,900	362,000	394,200	446,100	484,900		
	41	249,300	321,000	363,500	395,700	447,300	486,000		
	42	250,500	322,200	365,100	397,300	448,100	487,000		

	43	251,700	323,400	366,600	398,800	448,900	487,900		
	44	252,900	324,600	368,100	400,300	449,700	488,900		
	45	254,000	325,700	369,600	401,800	450,400	489,800		
	46	255,200	326,900	371,100	403,100	451,100	490,500		
	47	256,400	328,100	372,600	404,300	451,800	491,200		
	48	257,600	329,300	374,100	405,600	452,500	491,900		
	49	258,700	330,400	375,600	406,800	453,200	492,500		
	50	259,900	331,600	376,900	408,000	453,800	493,200		
	51	261,100	332,800	378,200	409,100	454,400	493,800		
	52	262,300	334,000	379,500	410,300	455,000	494,400		
	53	263,400	335,100	380,800	411,400	455,500	495,000		
	54	264,600	336,300	381,900	412,200	456,000	495,700		
	55	265,800	337,500	382,900	412,900	456,500	496,300		
	56	267,000	338,700	383,900	413,700	457,000	496,900		
	57	268,100	339,800	384,900	414,400	457,400	497,500		
	58	269,300	340,800	385,900	415,100	457,900			
	59	270,400	341,800	386,800	415,700	458,400			
	60	271,600	342,800	387,700	416,300	458,900			
	61	272,700	343,800	388,600	416,900	459,300			
	62	273,800	344,700	389,500	417,500	459,800			
	63	274,900	345,500	390,400	418,100	460,200			
	64	276,000	346,400	391,300	418,700	460,600			
	65	277,100	347,200	392,100	419,200	461,000			
	66	278,200	348,000	392,900	419,800	461,500			
	67	279,200	348,800	393,700	420,300	461,900			
	68	280,200	349,600	394,500	420,800	462,300			
	69	281,200	350,400	395,300	421,300	462,700			
	70	282,100	351,200	396,000	421,700	463,100			
	71	282,900	351,900	396,700	422,000	463,400			
	72	283,700	352,700	397,400	422,300	463,700			
	73	284,500	353,400	398,100	422,600	464,000			
	74	285,300	354,200	398,800	422,900	464,400			
	75	286,100	354,900	399,500	423,200	464,700			
	76	286,900	355,600	400,200	423,500	465,000			
	77	287,700	356,300	400,800	423,800	465,300			
	78	288,500	357,000	401,400	424,100				
	79	289,300	357,600	402,000	424,400				
	80	290,100	358,300	402,600	424,700				
	81	290,900	358,900	403,100	424,900				
	82	291,500	359,400	403,600	425,200				
	83	292,100	359,900	404,100	425,400				
	84	292,700	360,400	404,600	425,700				
	85	293,300	360,800	405,000	425,900				
	86	293,700	361,300	405,400	426,200				
	87	294,000	361,800	405,800	426,400				
	88	294,400	362,300	406,200	426,700				
	89	294,700	362,700	406,600	426,900				

	90		363,200	407,000					
	91		363,600	407,400					
	92		364,100	407,800					
	93		364,500	408,200					
	94		365,000	408,600					
	95		365,400	409,000					
	96		365,900	409,400					
	97		366,300	409,800					
	98		366,800	410,200					
	99		367,200	410,600					
	100		367,700	411,000					
	101		368,100	411,300					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		228,500	256,600	279,500	302,700	319,200	340,400	374,800	423,500

備考　この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２（第３条関係）

医　療　職　給　料　表

ア　医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	305,600	385,300	441,900	500,800	592,100
	2	307,900	387,900	443,700	502,500	595,200
	3	310,200	390,400	445,500	504,200	598,200
	4	312,400	392,900	447,300	505,900	601,300
	5	314,500	395,400	449,000	507,600	604,300
	6	318,000	398,000	450,800	509,400	606,700
	7	321,500	400,500	452,600	511,200	609,000
	8	324,900	403,000	454,400	513,000	611,400
	9	328,300	405,500	456,100	514,800	613,700
	10	331,800	408,100	457,900	516,900	615,200
	11	335,200	410,600	459,700	519,000	616,600
	12	338,600	413,100	461,500	521,100	618,100
	13	342,000	415,600	463,200	523,100	619,500
	14	345,500	418,300	465,000	525,100	620,500
	15	348,900	420,900	466,800	527,100	621,500
	16	352,300	423,300	468,600	529,100	622,500
	17	355,700	425,600	470,300	531,000	623,500
	18	358,800	427,800	472,300	532,900	624,500
	19	362,000	429,800	474,200	534,800	625,500
	20	365,200	431,900	476,100	536,700	626,500
	21	368,500	434,000	477,500	538,600	627,400
	22	371,600	435,500	479,200	540,400	628,400
	23	374,700	437,000	481,000	542,100	629,400
	24	377,700	438,500	482,800	543,900	630,400
	25	380,800	439,900	484,600	545,600	631,300
	26	383,100	441,300	486,300	547,400	632,300
	27	385,400	442,800	488,100	549,100	633,300
	28	387,600	444,200	489,900	550,900	634,300
	29	389,500	445,500	491,700	552,600	635,200
	30	391,200	447,000	493,400	554,400	636,200
	31	392,900	448,400	495,200	556,100	637,200
	32	394,700	449,800	497,000	557,800	638,200
	33	396,400	451,100	498,800	559,500	639,100
	34	398,200	452,600	500,700	561,200	640,100
	35	399,800	454,000	502,600	562,900	641,000
	36	401,100	455,400	504,500	564,600	642,000
	37	402,500	456,800	506,400	566,200	642,900
	38	403,900	458,200	508,100	567,800	643,900
	39	405,300	459,500	509,900	569,300	644,800
	40	406,700	460,900	511,700	570,800	645,800
	41	408,200	462,300	513,300	572,300	646,700
	42	408,900	463,600	515,100	573,600	647,700
	43	409,500	465,000	516,900	574,900	648,600

	44	410,100	466,400	518,400	576,200	649,600
	45	410,900	467,700	519,800	577,400	650,500
	46	411,500	469,100	521,500	578,400	651,500
	47	412,100	470,400	523,300	579,300	652,400
	48	412,600	471,800	525,000	580,300	653,400
	49	413,100	473,200	526,500	581,200	654,300
	50	413,500	474,900	527,800	582,100	655,300
	51	414,000	476,500	529,100	582,900	656,200
	52	414,400	478,000	530,400	583,800	657,200
	53	414,800	479,600	531,400	584,600	658,100
	54	415,100	480,800	532,700	585,500	659,100
	55	415,400	481,900	534,000	586,400	660,000
	56	415,800	483,000	535,300	587,300	661,000
	57	416,100	484,000	536,300	588,100	661,900
	58	416,500	484,900	537,100	589,000	
	59	416,800	485,800	537,900	589,800	
	60	417,200	486,600	538,700	590,700	
	61	417,600	487,300	539,600	591,500	
	62	417,900	488,000	540,400	592,400	
	63	418,200	488,700	541,200	593,200	
	64	418,500	489,300	541,900	594,100	
	65	418,800	489,900	542,700	594,900	
	66		490,600	543,500	595,800	
	67		491,200	544,200	596,600	
	68		491,800	545,100	597,500	
	69		492,100	546,000	598,300	
	70		492,700	546,800	599,200	
	71		493,300	547,700	600,000	
	72		494,000	548,600	600,900	
	73		494,400	549,400	601,700	
	74		495,000	550,200	602,600	
	75		495,700	551,000	603,400	
	76		496,400	551,700	604,300	
	77		496,800	552,500	605,100	
	78		497,400	553,400	606,000	
	79		498,000	554,300	606,800	
	80		498,500	555,200	607,700	
	81		499,000	556,000	608,500	
	82		499,500	556,900	609,400	
	83		500,000	557,800	610,200	
	84		500,500	558,700	611,100	
	85		500,900	559,500	611,900	
	86		501,400	560,400		
	87		501,800	561,300		
	88		502,200	562,200		
	89		502,700	563,000		
	90		503,300	563,900		
	91		503,800	564,700		

	92		504,200	565,600		
	93		504,700	566,400		
	94		505,300	567,300		
	95		505,900	568,100		
	96		506,400	569,000		
	97		506,900	569,800		
	98			570,700		
	99			571,500		
	100			572,400		
	101			573,200		
	102			574,100		
	103			574,900		
	104			575,800		
	105			576,600		
	106			577,500		
	107			578,300		
	108			579,200		
	109			580,000		
	110			580,900		
	111			581,700		
	112			582,600		
	113			583,400		
	114			584,300		
	115			585,100		
	116			586,000		
	117			586,800		
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 312,900	基準給料月額 円 356,500	基準給料月額 円 412,800	基準給料月額 円 488,500	基準給料月額 円 590,500

備考　この表は、病院等に勤務する医師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ　医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	204,600	234,200	308,800	348,400	389,600	455,600
	2	206,200	235,400	310,500	350,400	392,100	458,000
	3	207,800	236,500	312,200	352,400	394,500	460,300
	4	209,400	237,600	313,900	354,400	396,900	462,700
	5	210,900	238,700	315,600	356,300	399,300	465,000
	6	212,500	239,900	317,300	358,300	401,700	467,400
	7	214,100	241,000	319,000	360,300	404,100	469,700
	8	215,700	242,100	320,700	362,300	406,500	472,100
	9	217,200	243,200	322,400	364,200	408,900	474,400
	10	218,800	244,400	324,100	366,100	411,300	476,800
	11	220,400	245,500	325,800	368,000	413,700	479,100
	12	222,000	246,600	327,500	369,900	416,100	481,500
	13	223,500	247,700	329,100	371,800	418,400	483,800
	14	225,100	248,900	330,800	373,700	420,600	485,200
	15	226,600	250,000	332,500	375,600	422,700	486,500
	16	228,200	251,100	334,200	377,500	424,900	487,900
	17	229,700	252,200	335,800	379,400	427,000	489,200
	18	231,300	253,400	337,500	381,300	429,000	490,600
	19	232,800	254,500	339,200	383,200	430,900	491,900
	20	234,400	255,600	340,900	385,100	432,800	493,200
	21	235,900	256,700	342,500	387,000	434,700	494,500
	22	237,400	257,900	344,200	388,800	436,300	495,900
	23	238,800	259,000	345,900	390,500	437,900	497,200
	24	240,200	260,100	347,600	392,300	439,500	498,500
	25	241,600	261,200	349,200	394,000	441,000	499,800
	26	242,800	262,400	350,800	395,800	442,200	501,100
	27	243,900	263,500	352,400	397,500	443,400	502,300
	28	245,100	264,600	354,000	399,300	444,600	503,600
	29	246,200	265,700	355,600	401,000	445,800	504,800
	30	247,200	266,900	357,200	402,800	447,000	506,000
	31	248,200	268,000	358,800	404,500	448,200	507,200
	32	249,200	269,100	360,400	406,200	449,400	508,400
	33	250,100	270,200	361,900	407,900	450,600	509,500
	34	251,100	271,400	363,500	409,700	451,800	510,400
	35	252,100	272,500	365,100	411,400	453,000	511,300
	36	253,100	273,600	366,700	413,100	454,200	512,200
	37	254,000	274,700	368,200	414,800	455,400	513,100
	38	255,000	275,900	369,700	416,600	456,200	
	39	255,900	277,000	371,200	418,300	456,900	
	40	256,900	278,100	372,700	420,000	457,600	
	41	257,800	279,200	374,200	421,700	458,300	
	42	258,800	280,400	375,500	423,500	459,100	
	43	259,700	281,500	376,800	425,200	459,800	
	44	260,700	282,600	378,100	426,900	460,500	

	45	261,600	283,700	379,400	428,600	461,200	
	46	262,600	284,900	380,700	430,200	461,800	
	47	263,500	286,000	381,900	431,700	462,300	
	48	264,500	287,100	383,100	433,200	462,900	
	49	265,400	288,200	384,300	434,700	463,400	
	50	266,400	289,400	385,500	436,100	464,000	
	51	267,300	290,500	386,600	437,400	464,500	
	52	268,300	291,600	387,800	438,700	465,100	
	53	269,200	292,700	388,900	440,000	465,600	
	54	270,200	293,900	389,900	441,100		
	55	271,100	295,000	390,800	442,200		
	56	272,100	296,100	391,800	443,300		
	57	273,000	297,200	392,700	444,300		
	58	274,000	298,600	393,600	445,100		
	59	274,900	299,900	394,500	445,900		
	60	275,900	301,200	395,400	446,700		
	61	276,800	302,500	396,300	447,500		
	62	277,800	304,000	397,200	448,300		
	63	278,700	305,400	398,000	449,100		
	64	279,700	306,800	398,800	449,900		
	65	280,600	308,200	399,600	450,600		
	66	281,600	309,700	400,300	451,300		
	67	282,500	311,100	401,000	451,900		
	68	283,400	312,500	401,700	452,600		
	69	284,300	313,900	402,400	453,200		
	70	285,200	315,400	403,100			
	71	286,100	316,800	403,700			
	72	287,000	318,300	404,300			
	73	287,900	319,700	404,900			
	74	288,800	321,200	405,500			
	75	289,700	322,600	406,100			
	76	290,600	324,100	406,700			
	77	291,500	325,500	407,300			
	78	292,400	327,000	407,900			
	79	293,300	328,400	408,500			
	80	294,200	329,900	409,100			
	81	295,100	331,300	409,700			
	82	296,000	332,800	410,300			
	83	296,900	334,200	410,900			
	84	297,800	335,700	411,500			
	85	298,700	337,100	412,000			
	86	299,600	338,200	412,600			
	87	300,500	339,200	413,200			
	88	301,400	340,300	413,800			
	89	302,300	341,300	414,300			
	90	303,000	342,300	414,900			
	91	303,700	343,300	415,500			
	92	304,400	344,300	416,100			

	93	305,100	345,200	416,600			
	94	305,700	346,100	417,200			
	95	306,300	346,900	417,800			
	96	306,900	347,700	418,400			
	97	307,400	348,500	418,900			
	98		349,100	419,500			
	99		349,700	420,100			
	100		350,300	420,700			
	101		350,800	421,200			
	102		351,400	421,800			
	103		352,000	422,300			
	104		352,600	422,900			
	105		353,100	423,400			
	106		353,700				
	107		354,300				
	108		354,900				
	109		355,400				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		228,700	261,200	281,300	296,200	310,900	365,700

備考　この表は、病院等に勤務する薬剤師、栄養士等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ウ　医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級	6　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	214,300	254,100	288,500	310,500	347,700	391,000
	2	216,000	255,300	289,600	312,000	349,700	393,500
	3	217,700	256,400	290,600	313,400	351,700	395,900
	4	219,400	257,500	291,700	314,800	353,700	398,400
	5	221,100	258,600	292,700	316,200	355,700	400,800
	6	222,800	259,800	293,800	317,800	357,700	403,100
	7	224,500	260,900	294,800	319,300	359,700	405,400
	8	226,200	262,000	295,900	320,800	361,700	407,700
	9	227,900	263,100	296,900	322,300	363,700	410,000
	10	229,600	264,200	298,100	323,900	365,700	412,300
	11	231,300	265,300	299,200	325,400	367,700	414,600
	12	233,000	266,400	300,300	326,900	369,700	416,900
	13	234,700	267,500	301,400	328,400	371,700	419,100
	14	236,400	268,300	302,700	330,100	373,700	421,200
	15	238,100	269,100	303,900	331,700	375,700	423,200
	16	239,800	269,900	305,200	333,400	377,700	425,200
	17	241,500	270,700	306,400	335,000	379,700	427,200
	18	243,200	271,500	307,800	336,700	381,700	429,200
	19	244,900	272,300	309,100	338,400	383,700	431,200
	20	246,600	273,100	310,400	340,100	385,700	433,200
	21	248,200	273,900	311,700	341,800	387,700	435,200
	22	249,900	274,700	313,100	343,600	389,700	436,900
	23	251,600	275,500	314,400	345,300	391,700	438,600
	24	253,300	276,300	315,700	347,000	393,700	440,300
	25	254,900	277,100	317,000	348,700	395,700	441,900
	26	256,500	277,900	318,400	350,600	397,700	443,400
	27	258,100	278,700	319,700	352,500	399,600	444,800
	28	259,700	279,500	321,000	354,400	401,600	446,300
	29	261,300	280,300	322,300	356,200	403,500	447,700
	30	262,100	281,100	323,700	358,100	405,400	449,200
	31	262,900	281,900	325,000	360,000	407,200	450,600
	32	263,700	282,700	326,300	361,900	409,000	452,000
	33	264,400	283,500	327,600	363,700	410,800	453,400
	34	265,200	284,300	329,000	365,600	412,600	454,800
	35	266,000	285,100	330,300	367,500	414,300	456,200
	36	266,800	285,900	331,600	369,400	416,100	457,600
	37	267,500	286,700	332,900	371,200	417,800	458,900
	38	268,300	287,500	334,300	373,100	419,500	460,200
	39	269,100	288,300	335,600	375,000	421,100	461,500
	40	269,900	289,100	336,900	376,900	422,800	462,800
	41	270,600	289,900	338,200	378,700	424,400	464,100
	42	271,400	290,700	339,600	380,700	425,900	465,000
	43	272,200	291,500	340,900	382,600	427,300	465,800
	44	273,000	292,300	342,300	384,500	428,800	466,700
	45	273,700	293,100	343,600	386,400	430,200	467,500
	46	274,500	293,900	345,000	388,300	431,700	468,400

	47	275,300	294,700	346,400	390,200	433,100	469,200
	48	276,100	295,500	347,800	392,100	434,600	470,000
	49	276,800	296,300	349,200	393,900	436,000	470,800
	50	277,600	297,300	350,600	395,800	437,500	471,600
	51	278,400	298,300	352,000	397,700	438,900	472,400
	52	279,200	299,300	353,400	399,600	440,300	473,200
	53	279,900	300,200	354,800	401,400	441,700	473,900
	54	280,700	301,200	356,300	403,200	443,000	
	55	281,500	302,200	357,700	404,900	444,300	
	56	282,300	303,200	359,100	406,700	445,600	
	57	283,000	304,100	360,500	408,400	446,800	
	58	283,800	305,100	362,000	410,100	447,800	
	59	284,600	306,100	363,400	411,800	448,700	
	60	285,400	307,100	364,900	413,500	449,600	
	61	286,100	308,000	366,300	415,200	450,500	
	62	286,900	309,000	367,800	416,800	451,200	
	63	287,700	310,000	369,300	418,300	451,900	
	64	288,500	311,000	370,800	419,800	452,600	
	65	289,200	311,900	372,300	421,300	453,300	
	66	290,000	313,000	373,800	422,700	454,000	
	67	290,700	314,000	375,200	424,100	454,600	
	68	291,400	315,000	376,600	425,500	455,300	
	69	292,100	316,000	378,000	426,800	455,900	
	70	292,900	317,200	379,400	428,200	456,600	
	71	293,600	318,300	380,800	429,500	457,200	
	72	294,300	319,400	382,200	430,900	457,900	
	73	295,000	320,500	383,500	432,200	458,500	
	74	295,700	321,700	384,700	433,500		
	75	296,400	322,800	385,800	434,800		
	76	297,100	323,900	386,900	436,100		
	77	297,700	325,000	388,000	437,400		
	78	298,400	326,200	388,900	438,700		
	79	299,100	327,300	389,800	440,000		
	80	299,800	328,400	390,700	441,300		
	81	300,400	329,500	391,600	442,600		
	82	300,900	330,700	392,400	443,400		
	83	301,300	331,800	393,200	444,200		
	84	301,800	332,900	394,000	445,000		
	85	302,200	334,000	394,700	445,700		
	86		335,000	395,500	446,400		
	87		336,000	396,300	447,000		
	88		337,000	397,100	447,700		
	89		338,000	397,800	448,300		
	90		339,000	398,600			
	91		340,000	399,300			
	92		341,000	400,000			
	93		342,000	400,700			
	94		342,600	401,400			
	95		343,200	402,100			

	96		343,800	402,800			
	97		344,400	403,500			
	98			404,200			
	99			404,900			
	100			405,600			
	101			406,300			
	102			407,000			
	103			407,600			
	104			408,300			
	105			408,900			
	106			409,600			
	107			410,200			
	108			410,900			
	109			411,500			
	110			412,200			
	111			412,800			
	112			413,500			
	113			414,100			
	114			414,700			
	115			415,300			
	116			415,900			
	117			416,400			
	118			417,000			
	119			417,500			
	120			418,100			
	121			418,600			
	122			419,200			
	123			419,700			
	124			420,300			
	125			420,800			
	126			421,400			
	127			421,900			
	128			422,400			
	129			422,900			
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 247,100	基準給料月額 円 274,600	基準給料月額 円 285,500	基準給料月額 円 296,500	基準給料月額 円 318,800	基準給料月額 円 358,700

備考　この表は、病院等に勤務する看護師、准看護師、保健師等で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第３（第３条関係）

消　防　職　給　料　表

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	３　級	４　級	５　級	６　級	７　級	８　級	９　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	205,300	274,000	302,000	329,500	360,800	377,100	412,400	465,700	521,100
	2	206,700	275,400	303,600	331,000	362,200	379,200	414,900	468,400	523,900
	3	208,000	276,800	305,200	332,500	363,600	381,300	417,300	471,000	526,700
	4	209,300	278,200	306,800	334,000	365,000	383,400	419,800	473,600	529,500
	5	210,600	279,500	308,400	335,400	366,400	385,400	422,200	476,200	532,300
	6	212,200	280,900	310,000	336,900	367,800	387,500	424,700	478,900	535,000
	7	213,700	282,300	311,600	338,400	369,200	389,600	427,100	481,500	537,700
	8	215,200	283,700	313,200	339,900	370,600	391,700	429,600	484,100	540,400
	9	216,700	285,000	314,800	341,300	372,000	393,700	432,000	486,700	543,100
	10	218,400	286,400	316,400	342,800	373,400	395,800	434,500	489,400	545,600
	11	220,100	287,800	318,000	344,300	374,800	397,900	436,900	492,000	548,000
	12	221,800	289,200	319,600	345,800	376,200	400,000	439,400	494,600	550,400
	13	223,400	290,500	321,200	347,200	377,600	402,000	441,800	497,200	552,800
	14	225,200	291,900	322,800	348,700	379,000	404,100	444,200	499,700	554,800
	15	226,900	293,300	324,400	350,200	380,400	406,200	446,500	502,100	556,800
	16	228,600	294,700	326,000	351,700	381,800	408,300	448,900	504,600	558,800
	17	230,300	296,000	327,600	353,100	383,200	410,300	451,200	507,000	560,700
	18	232,100	297,400	329,200	354,600	384,600	412,400	453,500	509,200	562,300
	19	233,800	298,700	330,800	356,100	386,000	414,500	455,800	511,300	563,900
	20	235,500	300,000	332,400	357,600	387,400	416,600	458,100	513,500	565,500
	21	237,200	301,300	334,000	359,000	388,800	418,600	460,300	515,600	567,100
	22	239,000	302,600	335,600	360,500	390,200	420,700	461,900	517,100	568,500
	23	240,700	303,900	337,200	362,000	391,600	422,700	463,500	518,600	569,900
	24	242,400	305,200	338,800	363,500	393,000	424,800	465,100	520,100	571,300
	25	244,100	306,500	340,400	364,900	394,400	426,800	466,600	521,500	572,600
	26	245,500	307,700	342,000	366,400	395,800	428,700	468,200	522,700	
	27	246,800	308,900	343,600	367,900	397,200	430,500	469,700	523,900	
	28	248,100	310,100	345,200	369,400	398,600	432,300	471,300	525,100	
	29	249,400	311,300	346,800	370,800	400,000	434,100	472,800	526,200	
	30	250,600	312,500	348,400	372,200	401,400	435,600	474,200	527,100	
	31	251,700	313,600	350,000	373,500	402,800	437,100	475,600	527,900	
	32	252,900	314,800	351,600	374,900	404,200	438,600	477,000	528,700	
	33	254,000	315,900	353,200	376,200	405,600	440,000	478,400	529,500	
	34	255,100	317,100	354,700	377,500	407,000	441,300	479,700	530,200	
	35	256,100	318,200	356,100	378,800	408,400	442,500	480,900	530,800	
	36	257,100	319,300	357,600	380,100	409,800	443,800	482,100	531,500	
	37	258,100	320,400	359,000	381,300	411,200	445,000	483,300	532,100	
	38	259,200	321,600	360,500	382,500	412,400	446,300	484,400		
	39	260,200	322,700	361,900	383,700	413,500	447,500	485,500		
	40	261,200	323,800	363,400	384,900	414,600	448,700	486,600		
	41	262,200	324,900	364,800	386,100	415,700	449,900	487,600		
	42	263,300	326,100	366,300	387,300	416,500	450,700	488,500		
	43	264,300	327,200	367,700	388,400	417,200	451,400	489,400		
	44	265,300	328,300	369,100	389,600	418,000	452,200	490,300		
	45	266,300	329,400	370,500	390,700	418,700	452,900	491,200		
	46	267,400	330,600	371,900	391,700	419,400	453,600	491,800		
	47	268,400	331,700	373,300	392,700	420,000	454,300	492,400		
	48	269,400	332,800	374,700	393,700	420,600	455,000	493,000		
	49	270,400	333,900	376,100	394,700	421,200	455,700	493,600		
	50	271,500	335,100	377,400	395,500	421,800	456,300	494,200		
	51	272,500	336,200	378,700	396,300	422,400	456,900	494,800		

	52	273,500	337,300	380,000	397,100	423,000	457,500	495,400		
	53	274,500	338,400	381,300	397,800	423,500	458,000	496,000		
	54	275,600	339,600	382,400	398,500	424,000	458,500	496,600		
	55	276,600	340,700	383,500	399,200	424,400	459,000	497,200		
	56	277,600	341,800	384,600	399,900	424,800	459,500	497,800		
	57	278,600	342,900	385,700	400,600	425,200	459,900	498,300		
	58	279,700	343,900	386,600	401,200	425,500	460,400			
	59	280,700	344,800	387,500	401,800	425,800	460,800			
	60	281,700	345,700	388,400	402,400	426,100	461,300			
	61	282,700	346,600	389,300	403,000	426,400	461,700			
	62	283,800	347,500	390,100	403,600	426,700	462,200			
	63	284,800	348,300	390,800	404,200	427,000	462,600			
	64	285,800	349,200	391,600	404,800	427,300	463,000			
	65	286,800	350,000	392,300	405,400	427,600	463,400			
	66	287,900	350,800	393,100	406,000	427,900	463,900			
	67	288,900	351,500	393,800	406,600	428,200	464,300			
	68	289,900	352,300	394,600	407,200	428,500	464,700			
	69	290,900	353,000	395,300	407,800	428,800	465,100			
	70	291,900	353,700	396,100	408,400	429,100	465,500			
	71	292,900	354,400	396,800	408,900	429,400	465,900			
	72	293,900	355,100	397,600	409,400	429,700	466,300			
	73	294,800	355,800	398,300	409,900	430,000	466,600			
	74	295,800	356,500	399,000	410,400	430,300	467,000			
	75	296,700	357,200	399,600	410,900	430,600	467,300			
	76	297,700	357,900	400,200	411,400	430,900	467,600			
	77	298,600	358,500	400,800	411,800	431,100	467,900			
	78	299,400	359,200	401,400	412,300					
	79	300,200	359,800	402,000	412,700					
	80	301,000	360,400	402,600	413,100					
	81	301,800	361,000	403,100	413,500					
	82	302,500	361,500	403,700	413,900					
	83	303,200	362,000	404,200	414,300					
	84	303,900	362,500	404,800	414,700					
	85	304,500	362,900	405,300	415,000					
	86	305,000	363,400	405,800	415,400					
	87	305,500	363,900	406,200	415,800					
	88	306,000	364,400	406,700	416,200					
	89	306,400	364,800	407,100	416,500					
	90		365,300	407,500	416,800					
	91		365,700	407,900	417,100					
	92		366,200	408,300	417,400					
	93		366,600	408,700	417,700					
	94		367,100	409,100	418,000					
	95		367,500	409,500	418,300					
	96		368,000	409,900	418,600					
	97		368,400	410,200	418,900					
	98		368,900	410,600	419,200					
	99		369,300	411,000	419,500					
	100		369,700	411,400	419,800					
	101		370,100	411,700	420,100					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
		229,000	257,100	280,000	283,200	303,200	319,700	340,900	375,100	424,000

備考　この表は、消防吏員に適用する。

第２条　さいたま市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（期末手当） 第２７条　［略］ ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２６．２５を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が５級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第３０条第２項において「特定管理職員」という。）にあっては１００分の１０６．２５を乗じて得た額）に、基準日以前６月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］ ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２６．２５」とあるのは「１００分の７１．２５」と、「１００分の１０６．２５」とあるのは「１００分の６１．２５」とする。 ４～６　［略］	（期末手当） 第２７条　［略］ ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に１００分の１２７．５を乗じて得た額（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が５級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、規則で定める職員を除く。第３０条第２項において「特定管理職員」という。）にあっては１００分の１０７．５を乗じて得た額）に、基準日以前６月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ⑴～⑷　［略］ ３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の７２．５」と、「１００分の１０７．５」とあるのは「１００分の６２．５」とする。 ４～６　［略］
（勤勉手当） 第３０条　［略］ ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に１００分の１０６．２５（特定管理職員にあっては、１００分の１２６．２５）を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手	（勤勉手当） 第３０条　［略］ ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額を超えてはならない。 ⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に１００分の１０７．５（特定管理職員にあっては、１００分の１２７．５）を乗じて得た額の総額 ⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手

当基礎額に１００分の５１．２５（特定管理職員にあっては、１００分の６１．２５）を乗じて得た額の総額 ３～５　［略］	当基礎額に１００分の５２．５（特定管理職員にあっては、１００分の６２．５）を乗じて得た額の総額 ３～５　［略］

（さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第３条　さいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２１年さいたま市条例第３５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（給与に関する特例）
第７条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr>
<tr><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td>1</td><td>４０５，０００</td></tr>
<tr><td>2</td><td>４５５，０００</td></tr>
<tr><td>3</td><td>５０８，０００</td></tr>
<tr><td>4</td><td>５７４，０００</td></tr>
<tr><td>5</td><td>６５５，０００</td></tr>
<tr><td>6</td><td>７６５，０００</td></tr>
<tr><td>7</td><td>８９３，０００</td></tr>
</table>
２～６　［略］

（給与条例の適用除外等）
第９条　［略］
２　特定任期付職員に対する給与条例第２条、第２５条第１項及び第２項並びに第２７条第２項の規定の適用については、給与条例第２条中「及び寒冷地手当」とあるのは「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第２５条第１項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２１年さいたま市条例第３５号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「</td><td>（給与に関する特例）
第７条　第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。
<table>
<tr><th>号給</th><th>給料月額</th></tr>
<tr><td></td><td>円</td></tr>
<tr><td>1</td><td>３９２，０００</td></tr>
<tr><td>2</td><td>４４０，０００</td></tr>
<tr><td>3</td><td>４９２，０００</td></tr>
<tr><td>4</td><td>５５５，０００</td></tr>
<tr><td>5</td><td>６３４，０００</td></tr>
<tr><td>6</td><td>７４０，０００</td></tr>
<tr><td>7</td><td>８６４，０００</td></tr>
</table>
２～６　［略］

（給与条例の適用除外等）
第９条　［略］
２　特定任期付職員に対する給与条例第２条、第２５条第１項及び第２項並びに第２７条第２項の規定の適用については、給与条例第２条中「及び寒冷地手当」とあるのは「、寒冷地手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第２５条第１項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又はさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成２１年さいたま市条例第３５号）第２条第１項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、「当該指定管理職員」とあるのは「</td></tr>
</table>

当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第２５条第２項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第２７条第２項中「１００分の１２７．５」とあるのは「１００分の１７７．５」とする。	当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第２５条第２項中「指定管理職員」とあるのは「指定管理職員又は特定任期付職員」と、「当該指定管理職員」とあるのは「当該指定管理職員又は特定任期付職員」と、給与条例第２７条第２項中「１００分の１２５」とあるのは「１００分の１７２．５」とする。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

（適用）

２　第１条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第９条第１項、第１５条第２項及び別表第１から別表第３までの規定並びに第３条の規定による改正後のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員給与条例」という。）第７条第１項の規定は令和７年４月１日から、改正後の給与条例第２７条第２項及び第３項並びに第３０条第２項の規定並びに改正後の任期付職員給与条例第９条第２項の規定は同年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の給与条例及び改正後の任期付職員給与条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前のさいたま市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の給与条例の規定による給与の内払と、第３条の規定による改正前のさいたま市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は改正後の任期付職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

４　前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

議案第１８４号

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成２９年さいたま市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第８条　委員会は、教育職員（校長、副校長及び教頭<u>並びに指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）第２５条第１項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第４項の認定の日までの間にあるものをいう。）</u>を除く。次項において同じ。）については、正規の勤務時間（第３条から第６条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、第１１条に規定する教職員の休日における正規の勤務時間中の勤務及び第１３条第１項の規定により代休として指定された正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。 ２　［略］	（正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第８条　委員会は、教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。次項において同じ。）については、正規の勤務時間（第３条から第６条までに規定する勤務時間をいう。以下同じ。）の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務（正規の勤務時間を超える勤務をいい、第１１条に規定する教職員の休日における正規の勤務時間中の勤務及び第１３条第１項の規定により代休として指定された正規の勤務時間中の勤務を含むものとする。次項において同じ。）は命じないものとする。 ２　［略］

附　則

この条例は、令和８年１月１日から施行する。

議案第１８５号

さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第１条　さいたま市教職員の給与に関する条例（平成２９年さいたま市条例第２１号）の一部を次のように改正する。

別表第１から別表第３までを次のように改める。

別表第１（第４条関係）

教育職給料表

ア　教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	特　２　級	３　級	４　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務教職員以外の教職員	1	212,900	259,800	311,000	367,200	436,700
	2	215,300	261,200	312,800	368,600	438,500
	3	217,600	262,600	314,600	370,000	440,300
	4	219,900	264,000	316,400	371,400	441,900
	5	222,100	265,400	318,200	372,800	443,400
	6	224,400	266,600	320,000	374,100	444,900
	7	226,600	267,800	321,800	375,400	446,700
	8	228,800	269,000	323,500	376,700	448,500
	9	231,000	270,300	325,200	377,900	450,200
	10	233,200	271,400	327,000	379,400	452,000
	11	235,400	272,500	328,800	380,900	453,900
	12	237,600	273,700	330,600	382,300	455,700
	13	239,800	275,000	332,500	383,600	457,400
	14	241,900	276,700	334,300	385,100	459,300
	15	244,000	278,400	336,100	386,600	461,100
	16	246,100	280,100	337,800	388,000	463,000
	17	248,200	281,800	339,400	389,400	464,700
	18	250,000	283,800	341,300	390,900	466,500
	19	251,700	286,000	343,200	392,300	468,300
	20	253,400	288,200	345,000	393,700	470,100
	21	255,100	290,400	346,800	395,100	471,800
	22	256,400	292,600	348,800	396,500	473,500
	23	257,700	294,800	350,600	398,000	475,400
	24	258,900	296,900	352,300	399,400	477,200
	25	260,100	298,900	354,000	400,700	478,900
	26	261,300	300,800	355,700	402,100	480,500
	27	262,500	302,700	357,200	403,600	482,100
	28	263,700	304,500	358,800	405,100	483,600
	29	264,800	306,300	360,400	406,400	485,100
	30	265,800	308,200	361,700	407,900	486,400
	31	266,900	310,000	362,900	409,400	487,800
	32	267,900	311,700	364,000	410,900	489,100
	33	269,000	313,400	365,300	412,300	490,300
	34	270,100	315,200	366,900	413,900	490,900
	35	271,300	316,900	368,500	415,500	491,500
	36	272,600	318,500	370,000	417,000	492,200
	37	273,800	320,100	371,400	418,200	492,800
	38	274,900	321,800	373,000	419,600	493,400
	39	276,100	323,600	374,500	421,000	494,000
	40	277,200	325,300	376,000	422,300	494,700
	41	278,500	326,600	377,500	423,900	495,300

	42	279,500	328,500	379,100	425,300	495,900
	43	280,500	330,300	380,700	426,600	496,500
	44	281,400	332,000	382,200	428,000	497,200
	45	282,000	333,600	383,700	429,400	497,800
	46	282,800	335,500	385,300	430,700	498,400
	47	283,600	337,200	386,800	432,200	499,000
	48	284,400	338,900	388,300	433,700	499,700
	49	285,100	340,600	389,800	435,300	500,300
	50	285,900	342,300	391,300	436,700	500,900
	51	286,600	344,000	392,800	438,300	501,500
	52	287,400	345,700	394,200	439,800	502,200
	53	288,200	347,400	395,500	441,500	502,800
	54	289,000	348,700	397,000	443,000	503,400
	55	289,700	350,000	398,400	444,600	504,000
	56	290,500	351,300	399,800	446,200	504,700
	57	291,200	352,800	401,300	447,700	505,300
	58	291,800	354,400	402,900	449,200	505,900
	59	292,600	355,900	404,500	450,400	506,500
	60	293,400	357,500	405,900	451,600	507,200
	61	294,100	358,900	407,100	452,800	507,800
	62	294,700	360,500	408,500	454,100	
	63	295,500	362,100	409,900	455,300	
	64	296,100	363,500	411,200	456,500	
	65	297,100	365,000	412,400	457,600	
	66	297,900	366,600	413,600	458,800	
	67	298,600	368,200	414,900	460,000	
	68	299,300	369,700	416,200	461,200	
	69	299,900	371,200	417,500	462,400	
	70	300,600	372,800	418,800	463,600	
	71	301,300	374,300	420,200	464,800	
	72	302,000	375,800	421,400	466,000	
	73	302,700	377,300	422,600	467,100	
	74	303,400	378,900	424,000	467,700	
	75	304,100	380,500	425,400	468,200	
	76	304,600	382,000	426,700	468,700	
	77	305,200	383,400	427,900	469,200	
	78	305,800	384,800	429,100	469,800	
	79	306,500	386,200	430,400	470,300	
	80	307,100	387,500	431,800	470,800	
	81	307,600	388,800	433,100	471,300	
	82	308,200	390,200	434,300	471,900	
	83	308,900	391,500	435,300	472,400	
	84	309,600	392,800	436,500	472,900	
	85	310,200	393,900	437,700	473,400	
	86	311,000	395,300	438,800	474,000	
	87	311,700	396,600	440,000	474,500	
	88	312,300	397,900	441,000	475,000	
	89	313,000	399,100	442,100	475,500	

	90	313,800	400,400	443,100	476,100	
	91	314,600	401,500	444,100	476,600	
	92	315,400	402,700	445,100	477,100	
	93	315,900	403,900	446,000	477,600	
	94	316,700	405,000	446,800	478,200	
	95	317,500	406,200	447,600	478,700	
	96	318,300	407,400	448,400	479,200	
	97	318,900	408,800	449,100	479,700	
	98	319,600	409,800	449,500	480,300	
	99	320,400	410,800	449,900	480,800	
	100	321,100	411,800	450,300	481,300	
	101	321,900	412,700	450,700	481,800	
	102	322,700	413,700	451,000		
	103	323,600	414,800	451,300		
	104	324,400	415,900	451,500		
	105	325,000	416,600	451,800		
	106	325,800	417,500	452,100		
	107	326,600	418,400	452,400		
	108	327,400	419,300	452,600		
	109	328,100	420,100	452,800		
	110	328,500	420,900	453,100		
	111	328,800	421,700	453,400		
	112	329,300	422,500	453,600		
	113	329,800	423,100	453,800		
	114	330,200	423,800	454,100		
	115	330,600	424,500	454,400		
	116	331,000	425,200	454,600		
	117	331,500	425,800	454,800		
	118	332,000	426,300			
	119	332,400	426,600			
	120	332,900	426,900			
	121	333,400	427,200			
	122	333,800	427,500			
	123	334,200	427,800			
	124	334,700	428,000			
	125	335,200	428,200			
	126	335,500	428,500			
	127	335,800	428,800			
	128	336,100	429,000			
	129	336,300	429,200			
	130	336,600	429,500			
	131	336,900	429,800			
	132	337,100	430,000			
	133	337,300	430,200			
	134	337,500	430,500			
	135	337,700	430,800			
	136	338,000	431,000			
	137	338,300	431,200			

	138	338,500	431,500			
	139	338,800	431,800			
	140	339,100	432,000			
	141	339,300	432,200			
	142	339,500	432,500			
	143	339,800	432,800			
	144	340,000	433,000			
	145	340,300	433,200			
	146	340,500	433,500			
	147	340,800	433,800			
	148	341,100	434,000			
	149	341,300	434,200			
	150	341,500				
	151	341,800				
	152	342,100				
	153	342,300				
定年前再任用短時間勤務教職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		247,200	288,900	319,100	348,200	436,000

備考

1　この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。

2　この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が３級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

イ　教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級 / 号給	1　級	2　級	特　2　級	3　級	4　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務教職員以外の教職員	1	212,900	234,000	311,000	337,100	426,000
	2	215,300	236,400	312,800	339,200	427,500
	3	217,600	238,800	314,600	341,300	429,000
	4	219,900	241,300	316,400	343,400	430,400
	5	222,100	243,700	318,200	345,400	431,700
	6	224,400	246,100	320,000	347,500	433,100
	7	226,600	248,500	321,800	349,600	434,500
	8	228,800	251,000	323,500	351,700	435,900
	9	231,000	253,400	325,200	353,700	437,300
	10	233,200	255,000	327,000	355,800	438,700
	11	235,400	256,600	328,800	357,900	440,100
	12	237,600	258,200	330,600	359,900	441,400
	13	239,800	259,800	332,500	361,900	442,700
	14	241,900	261,200	334,300	363,400	444,100
	15	244,000	262,600	336,100	364,900	445,500
	16	246,100	264,000	337,800	366,300	446,900
	17	248,200	265,400	339,400	367,700	448,100
	18	250,000	266,600	341,300	369,000	449,400
	19	251,700	267,800	343,200	370,300	450,600
	20	253,400	269,000	345,000	371,700	451,900
	21	255,100	270,300	346,800	373,100	453,000
	22	256,400	271,400	348,800	374,400	454,100
	23	257,700	272,500	350,600	375,700	455,300
	24	258,900	273,700	352,300	376,900	456,500
	25	260,100	275,000	354,000	378,100	457,800
	26	261,200	276,700	355,700	379,400	459,000
	27	262,300	278,400	357,200	380,600	460,100
	28	263,400	280,100	358,800	381,800	461,200
	29	264,600	281,800	360,400	382,800	462,400
	30	265,700	283,800	361,700	384,000	463,200
	31	266,800	286,000	362,900	385,200	464,000
	32	267,800	288,200	364,000	386,300	464,900
	33	268,900	290,400	365,300	387,300	465,800
	34	269,900	292,600	366,700	388,500	466,200
	35	270,900	294,800	368,100	389,700	466,700
	36	272,000	296,900	369,400	390,800	467,200
	37	273,200	298,900	370,600	391,800	467,700
	38	274,100	300,800	372,000	393,000	468,100
	39	275,100	302,700	373,300	394,100	468,600
	40	276,200	304,500	374,600	395,200	469,100
	41	277,400	306,300	375,800	396,300	469,600
	42	278,500	308,200	377,200	397,500	470,000
	43	279,600	310,000	378,500	398,700	470,500
	44	280,700	311,700	379,800	399,800	471,000

	45	281,600	313,400	381,100	400,800	471,500
	46	282,400	315,200	382,300	401,900	471,900
	47	283,200	316,900	383,400	403,100	472,400
	48	284,000	318,500	384,600	404,300	472,900
	49	284,600	320,100	385,800	405,500	473,400
	50	285,400	321,800	387,000	406,800	473,800
	51	286,100	323,600	388,200	407,900	474,300
	52	286,800	325,300	389,300	409,100	474,800
	53	287,600	326,600	390,400	410,200	475,300
	54	288,400	328,500	391,600	411,500	
	55	289,000	330,300	392,800	412,500	
	56	289,700	332,000	393,900	413,600	
	57	290,400	333,600	395,000	414,800	
	58	291,200	335,500	396,300	416,000	
	59	292,000	337,200	397,500	417,200	
	60	292,600	338,900	398,600	418,400	
	61	293,200	340,600	399,500	419,500	
	62	293,900	342,300	400,700	420,500	
	63	294,600	344,000	401,700	421,800	
	64	295,100	345,700	402,800	423,000	
	65	295,800	347,400	403,600	424,200	
	66	296,500	348,700	404,700	425,300	
	67	297,100	350,000	405,700	426,400	
	68	297,700	351,300	406,700	427,500	
	69	298,400	352,800	407,800	428,500	
	70	299,100	354,300	408,800	429,700	
	71	299,700	355,800	409,900	430,900	
	72	300,400	357,300	411,000	432,100	
	73	300,900	358,600	412,000	432,700	
	74	301,500	360,100	413,100	433,500	
	75	302,200	361,600	414,200	434,200	
	76	302,700	363,000	415,200	434,700	
	77	303,300	364,400	416,100	435,000	
	78	303,900	365,900	417,000	435,300	
	79	304,500	367,400	418,000	435,700	
	80	305,100	368,900	419,000	436,100	
	81	305,600	370,200	419,800	436,400	
	82	306,100	371,500	420,600	436,800	
	83	306,700	372,800	421,300	437,100	
	84	307,300	374,000	422,100	437,400	
	85	307,700	375,200	422,800	437,700	
	86	308,100	376,400	423,400	438,000	
	87	308,600	377,500	424,100	438,300	
	88	309,100	378,600	424,800	438,600	
	89	309,500	379,600	425,400	438,800	
	90	310,000	380,700	426,100	439,100	
	91	310,400	381,800	426,600	439,400	
	92	310,900	382,900	427,200	439,600	

	93	311,200	384,000	427,600	439,800	
	94	311,700	385,100	428,000	440,100	
	95	312,200	386,100	428,300	440,400	
	96	312,600	387,200	428,500	440,600	
	97	312,900	388,200	428,700	440,800	
	98	313,300	389,200	429,000	441,100	
	99	313,700	390,100	429,300	441,400	
	100	314,100	391,000	429,500	441,600	
	101	314,500	391,800	429,700	441,800	
	102	314,800	392,800	430,000	442,100	
	103	315,100	393,600	430,300	442,400	
	104	315,400	394,500	430,500	442,600	
	105	315,600	395,300	430,700	442,800	
	106	315,900	396,200	431,000	443,100	
	107	316,200	397,100	431,300	443,400	
	108	316,400	398,000	431,500	443,600	
	109	316,600	398,800	431,700	443,800	
	110	316,800	399,800	432,000	444,100	
	111	317,100	400,700	432,300	444,400	
	112	317,400	401,600	432,500	444,600	
	113	317,600	402,200	432,700	444,800	
	114	317,800	403,100	433,000	445,100	
	115	318,000	404,000	433,300	445,400	
	116	318,300	404,900	433,500	445,600	
	117	318,600	405,700	433,700	445,800	
	118	318,800	406,400			
	119	319,100	407,200			
	120	319,400	408,000			
	121	319,600	408,600			
	122	319,800	409,300			
	123	320,000	410,000			
	124	320,300	410,600			
	125	320,600	411,200			
	126		411,900			
	127		412,400			
	128		413,000			
	129		413,600			
	130		414,200			
	131		414,700			
	132		415,200			
	133		415,500			
	134		415,800			
	135		416,000			
	136		416,300			
	137		416,600			
	138		416,900			
	139		417,200			
	140		417,500			

	141		417,800			
	142		418,100			
	143		418,400			
	144		418,700			
	145		418,900			
	146		419,200			
	147		419,500			
	148		419,700			
	149		419,900			
	150		420,200			
	151		420,500			
	152		420,700			
	153		420,900			
	154		421,200			
	155		421,500			
	156		421,700			
	157		421,900			
	158		422,200			
	159		422,500			
	160		422,700			
	161		422,900			
定年前再任用短時間勤務教職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円
		238,400	285,800	314,300	341,600	425,600

備考

1　この表は、小学校及び中学校に勤務する教育職員に適用する。

2　この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が３級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第２（第４条関係）

学校栄養職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	３　級
		給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
定年前再任用短時間勤務教職員以外の教職員	1	204,600	234,200	308,800
	2	206,200	235,400	310,500
	3	207,800	236,500	312,200
	4	209,400	237,600	313,900
	5	210,900	238,700	315,600
	6	212,500	239,900	317,300
	7	214,100	241,000	319,000
	8	215,700	242,100	320,700
	9	217,200	243,200	322,400
	10	218,800	244,400	324,100
	11	220,400	245,500	325,800
	12	222,000	246,600	327,500
	13	223,500	247,700	329,100
	14	225,100	248,900	330,800
	15	226,600	250,000	332,500
	16	228,200	251,100	334,200
	17	229,700	252,200	335,800
	18	231,300	253,400	337,500
	19	232,800	254,500	339,200
	20	234,400	255,600	340,900
	21	235,900	256,700	342,500
	22	237,400	257,900	344,200
	23	238,800	259,000	345,900
	24	240,200	260,100	347,600
	25	241,600	261,200	349,200
	26	242,800	262,400	350,800
	27	243,900	263,500	352,400
	28	245,100	264,600	354,000
	29	246,200	265,700	355,600
	30	247,200	266,900	357,200
	31	248,200	268,000	358,800
	32	249,200	269,100	360,400
	33	250,100	270,200	361,900
	34	251,100	271,400	363,500
	35	252,100	272,500	365,100
	36	253,100	273,600	366,700
	37	254,000	274,700	368,200
	38	255,000	275,900	369,700
	39	255,900	277,000	371,200
	40	256,900	278,100	372,700
	41	257,800	279,200	374,200

	42	258,800	280,400	375,500
	43	259,700	281,500	376,800
	44	260,700	282,600	378,100
	45	261,600	283,700	379,400
	46	262,600	284,900	380,700
	47	263,500	286,000	381,900
	48	264,500	287,100	383,100
	49	265,400	288,200	384,300
	50	266,400	289,400	385,500
	51	267,300	290,500	386,600
	52	268,300	291,600	387,800
	53	269,200	292,700	388,900
	54	270,200	293,900	389,900
	55	271,100	295,000	390,800
	56	272,100	296,100	391,800
	57	273,000	297,200	392,700
	58	274,000	298,600	393,600
	59	274,900	299,900	394,500
	60	275,900	301,200	395,400
	61	276,800	302,500	396,300
	62	277,800	304,000	397,200
	63	278,700	305,400	398,000
	64	279,700	306,800	398,800
	65	280,600	308,200	399,600
	66	281,600	309,700	400,300
	67	282,500	311,100	401,000
	68	283,400	312,500	401,700
	69	284,300	313,900	402,400
	70	285,200	315,400	403,100
	71	286,100	316,800	403,700
	72	287,000	318,300	404,300
	73	287,900	319,700	404,900
	74	288,800	321,200	405,500
	75	289,700	322,600	406,100
	76	290,600	324,100	406,700
	77	291,500	325,500	407,300
	78	292,400	327,000	407,900
	79	293,300	328,400	408,500
	80	294,200	329,900	409,100
	81	295,100	331,300	409,700
	82	296,000	332,800	410,300
	83	296,900	334,200	410,900
	84	297,800	335,700	411,500
	85	298,700	337,100	412,000
	86	299,600	338,200	412,600
	87	300,500	339,200	413,200

	88	301,400	340,300	413,800
	89	302,300	341,300	414,300
	90	303,000	342,300	414,900
	91	303,700	343,300	415,500
	92	304,400	344,300	416,100
	93	305,100	345,200	416,600
	94	305,700	346,100	417,200
	95	306,300	346,900	417,800
	96	306,900	347,700	418,400
	97	307,400	348,500	418,900
	98		349,100	419,500
	99		349,700	420,100
	100		350,300	420,700
	101		350,800	421,200
	102		351,400	421,800
	103		352,000	422,300
	104		352,600	422,900
	105		353,100	423,400
	106		353,700	
	107		354,300	
	108		354,900	
	109		355,400	
定年前再任用短時間勤務教職員		基準給料月額 円 228,700	基準給料月額 円 261,200	基準給料月額 円 281,300

備考　この表は、小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する学校栄養職員に適用する。

別表第３（第４条関係）

学校事務職給料表

職員の区分	職務の級 / 号給	１　級	２　級	３　級	４　級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務教職員以外の教職員	1	191,600	267,300	301,000	332,100
	2	192,800	268,800	302,600	333,700
	3	193,900	270,300	304,200	335,300
	4	195,000	271,800	305,800	336,900
	5	196,100	273,300	307,300	338,500
	6	197,600	274,800	308,900	340,100
	7	199,100	276,300	310,500	341,700
	8	200,600	277,800	312,100	343,300
	9	202,100	279,300	313,600	344,900
	10	203,900	280,800	315,200	346,500
	11	205,600	282,200	316,800	348,100
	12	207,300	283,700	318,400	349,700
	13	209,000	285,100	319,900	351,300
	14	210,800	286,500	321,500	352,900
	15	212,500	287,900	323,100	354,500
	16	214,200	289,300	324,700	356,100
	17	215,900	290,700	326,200	357,700
	18	217,700	292,100	327,800	359,300
	19	219,400	293,500	329,400	360,900
	20	221,100	294,900	331,000	362,500
	21	222,800	296,300	332,500	364,100
	22	224,600	297,700	334,100	365,700
	23	226,300	299,000	335,600	367,300
	24	228,000	300,400	337,200	368,900
	25	229,700	301,700	338,700	370,500
	26	231,000	303,000	340,300	372,100
	27	232,300	304,300	341,800	373,700
	28	233,600	305,600	343,400	375,300
	29	234,900	306,800	344,900	376,900
	30	236,200	308,000	346,500	378,500
	31	237,400	309,200	348,000	380,100
	32	238,600	310,400	349,600	381,700
	33	239,800	311,600	351,100	383,200
	34	241,000	312,800	352,700	384,800
	35	242,200	314,000	354,200	386,400
	36	243,400	315,200	355,800	388,000
	37	244,600	316,300	357,300	389,500
	38	245,800	317,500	358,900	391,100
	39	247,000	318,700	360,400	392,600
	40	248,200	319,900	362,000	394,200
	41	249,300	321,000	363,500	395,700
	42	250,500	322,200	365,100	397,300

	43	251,700	323,400	366,600	398,800
	44	252,900	324,600	368,100	400,300
	45	254,000	325,700	369,600	401,800
	46	255,200	326,900	371,100	403,100
	47	256,400	328,100	372,600	404,300
	48	257,600	329,300	374,100	405,600
	49	258,700	330,400	375,600	406,800
	50	259,900	331,600	376,900	408,000
	51	261,100	332,800	378,200	409,100
	52	262,300	334,000	379,500	410,300
	53	263,400	335,100	380,800	411,400
	54	264,600	336,300	381,900	412,200
	55	265,800	337,500	382,900	412,900
	56	267,000	338,700	383,900	413,700
	57	268,100	339,800	384,900	414,400
	58	269,300	340,800	385,900	415,100
	59	270,400	341,800	386,800	415,700
	60	271,600	342,800	387,700	416,300
	61	272,700	343,800	388,600	416,900
	62	273,800	344,700	389,500	417,500
	63	274,900	345,500	390,400	418,100
	64	276,000	346,400	391,300	418,700
	65	277,100	347,200	392,100	419,200
	66	278,200	348,000	392,900	419,800
	67	279,200	348,800	393,700	420,300
	68	280,200	349,600	394,500	420,800
	69	281,200	350,400	395,300	421,300
	70	282,100	351,200	396,000	421,700
	71	282,900	351,900	396,700	422,000
	72	283,700	352,700	397,400	422,300
	73	284,500	353,400	398,100	422,600
	74	285,300	354,200	398,800	422,900
	75	286,100	354,900	399,500	423,200
	76	286,900	355,600	400,200	423,500
	77	287,700	356,300	400,800	423,800
	78	288,500	357,000	401,400	424,100
	79	289,300	357,600	402,000	424,400
	80	290,100	358,300	402,600	424,700
	81	290,900	358,900	403,100	424,900
	82	291,500	359,400	403,600	425,200
	83	292,100	359,900	404,100	425,400
	84	292,700	360,400	404,600	425,700
	85	293,300	360,800	405,000	425,900
	86	293,700	361,300	405,400	426,200
	87	294,000	361,800	405,800	426,400
	88	294,400	362,300	406,200	426,700
	89	294,700	362,700	406,600	426,900

	90		363,200	407,000	
	91		363,600	407,400	
	92		364,100	407,800	
	93		364,500	408,200	
	94		365,000	408,600	
	95		365,400	409,000	
	96		365,900	409,400	
	97		366,300	409,800	
	98		366,800	410,200	
	99		367,200	410,600	
	100		367,700	411,000	
	101		368,100	411,300	
定年前再任用短時間勤務教職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円
		228,500	256,600	279,500	302,700

備考　この表は、小学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。）及び特別支援学校に勤務する事務職員に適用する。

第２条　さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（教職調整額） 第１０条　教育職員（校長、副校長及び教頭並びに指導改善研修被認定者（教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）第２５条第１項の規定による認定を受けた者であって、当該認定の日から同条第４項の認定の日までの間にあるものをいう。以下同じ。）を除く。）には、当該教育職員の給料月額の１００分の１０に相当する額の教職調整額を支給する。	（教職調整額） 第１０条　教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。）には、当該教育職員の給料月額の１００分の４に相当する額の教職調整額を支給する。
２　［略］	２　［略］
（時間外勤務手当） 第２０条　教職員（指導改善研修被認定者、学校栄養職員及び事務職員に限る。）の時間外勤務手当については、市職員給与条例第１９条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「教職員（指導改善研修被認定者、学校栄養職員及び事務職員に限る。）」と、「第２３条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第２３条において準用する第２３条」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第１項第１号中「次条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第２１条において準用する第２０条」と、同条第２項中「定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等」とあるのは「定年前再任用短時間勤務教職員、育児短時間勤務教職員等又は任期付短時間勤務教職員（指導改善研修被認定者、学校栄養職員及び事務職員に限る。）」と、同条第３項中「勤務時間条例第５条」とあるのは「教職員勤務時間条例第６条」と、「勤務時間条例第３条第２項又は第４条」とあるのは「教職員勤務時間条例第４条第２項又は第５条」と、同条第５項中「勤務時間条例第１０条の２第１項」とあるのは「教職員勤務時間条例第１２条第１項」と読み替えるものとする。	（時間外勤務手当） 第２０条　教職員（学校栄養職員及び事務職員に限る。）の時間外勤務手当については、市職員給与条例第１９条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「教職員（学校栄養職員及び事務職員に限る。）」と、「第２３条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第２３条において準用する第２３条」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第１項第１号中「次条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第２１条において準用する第２０条」と、同条第２項中「定年前再任用短時間勤務職員又は育児短時間勤務職員等」とあるのは「定年前再任用短時間勤務教職員、育児短時間勤務教職員等又は任期付短時間勤務教職員（学校栄養職員及び事務職員に限る。）」と、同条第３項中「勤務時間条例第５条」とあるのは「教職員勤務時間条例第６条」と、「勤務時間条例第３条第２項又は第４条」とあるのは「教職員勤務時間条例第４条第２項又は第５条」と、同条第５項中「勤務時間条例第１０条の２第１項」とあるのは「教職員勤務時間条例第１２条第１項」と読み替えるものとする。

（休日勤務手当） 第２１条　教職員（指導改善研修被認定者、学校栄養職員及び事務職員に限る。）の休日勤務手当については、市職員給与条例第２０条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「教職員（指導改善研修被認定者、学校栄養職員及び事務職員に限る。）」と、同条第２項中「第２３条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第２３条において準用する第２３条」と、同条第２項及び第３項中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第３項中「勤務時間条例第１０条」とあるのは「教職員勤務時間条例第１１条」と、「勤務時間条例第１１条第１項」とあるのは「教職員勤務時間条例第１３条第２項」と読み替えるものとする。	（休日勤務手当） 第２１条　教職員（学校栄養職員及び事務職員に限る。）の休日勤務手当については、市職員給与条例第２０条の規定を準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「教職員（学校栄養職員及び事務職員に限る。）」と、同条第２項中「第２３条」とあるのは「さいたま市教職員の給与に関する条例第２３条において準用する第２３条」と、同条第２項及び第３項中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、同条第３項中「勤務時間条例第１０条」とあるのは「教職員勤務時間条例第１１条」と、「勤務時間条例第１１条第１項」とあるのは「教職員勤務時間条例第１３条第２項」と読み替えるものとする。
（義務教育等教員特別手当） 第２７条　［略］ ２　義務教育等教員特別手当の月額は、８，６００円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務教職員にあっては、職務の級）の別に応じて、教育委員会規則で定める校務類型に係る業務の困難性その他の事情を考慮して、教育委員会規則で定める。 ３・４　［略］	（義務教育等教員特別手当） 第２７条　［略］ ２　義務教育等教員特別手当の月額は、８，０００円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（定年前再任用短時間勤務教職員にあっては、職務の級）の別に応じて、教育委員会規則で定める。 ３・４　［略］
（休職者の給与） 第２９条　［略］ ２　教職員が教育公務員特例法第１４条又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和３２年法律第１１７号）の規定に該当する場合を除き、結核性疾患にかかり、法第２８条第２項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満２年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ１００分の８０を支給することができる。 ３～８　［略］	（休職者の給与） 第２９条　［略］ ２　教職員が教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）第１４条又は公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律（昭和３２年法律第１１７号）の規定に該当する場合を除き、結核性疾患にかかり、法第２８条第２項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満２年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ１００分の８０を支給することができる。 ３～８　［略］
別表第１（第４条関係） 教育職給料表 ア　教育職給料表⑴ ［略］ 備考 １　［略］ ２　この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が３級である教育職員の給料月額は、この表の額に１１，５００円を、同じく４級である教育職員は３，８００円をそれぞれ加算し	別表第１（第４条関係） 教育職給料表 ア　教育職給料表⑴ ［略］ 備考 １　［略］ ２　この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が３級である教育職員の給料月額は、この表の額に７，７００円をそれぞれ加算した額とする。

<table>
<tr>
<td>

た額とする。
イ　教育職給料表(2)
［略］
備考
１　［略］
２　この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が３級である教育職員の給料月額は、この表の額に１１，５００円を、同じく４級である教育職員は４，０００円をそれぞれ加算した額とする。

附　則
１～３２　［略］
（教職調整額に関する経過措置）
３３　令和８年１月１日から令和１２年１２月３１日までの間における第１０第１項の規定の適用については、同項中「１００分の１０」とあるのは、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同表の右欄に掲げる字句とする。
<table>
<tr><td>令和８年１月１日から同年１２月３１日まで</td><td>１００分の５</td></tr>
<tr><td>令和９年１月１日から同年１２月３１日まで</td><td>１００分の６</td></tr>
<tr><td>令和１０年１月１日から同年１２月３１日まで</td><td>１００分の７</td></tr>
<tr><td>令和１１年１月１日から同年１２月３１日まで</td><td>１００分の８</td></tr>
<tr><td>令和１２年１月１日から同年１２月３１日まで</td><td>１００分の９</td></tr>
</table>
</td>
<td>

イ　教育職給料表(2)
［略］
備考
１　［略］
２　この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が３級である教育職員の給料月額は、この表の額に７，５００円をそれぞれ加算した額とする。

附　則
１～３２　［略］
</td>
</tr>
</table>

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条及び附則第４項の規定は、令和８年１月１日から施行する。

（適用）

２　第１条の規定による改正後のさいたま市教職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表第１から別表第３までの規定は、令和７年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前のさいたま市教職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の

条例の規定による給与の内払とみなす。

（教職調整額に関する経過措置）

４　第２条の規定の施行の日前に教育公務員特例法（昭和２４年法律第１号）第２５条第１項の規定による認定を受けた者であって同日の前日までに同条第４項の規定による認定を受けていないものに対する第２条の規定による改正後のさいたま市教職員の給与に関する条例第１０条第１項、第２０条及び第２１条の規定の適用については、当該者が当該認定を受けるまでの間は、なお従前の例による。

（委任）

５　前２項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市教育委員会が別に定める。

議案第１８６号

さいたま市授業料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市授業料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市授業料等徴収条例の一部を改正する条例

さいたま市授業料等徴収条例（平成１３年さいたま市条例第１１６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

（授業料等の額）

第２条　授業料等の額は、次の表に定めるとおりとする。

学校の別	授業料等の区分		授業料等の額
高等学校	授業料		年額　118,800円
	入学料	市内生（市内に住所を有する生徒をいう。以下同じ。	5,650円

改正前

（授業料等の額）

第２条　授業料等の額は、次の表に定めるとおりとする。

学校の別	授業料等の区分		授業料等の額
高等学校	授業料	市内生（市内に住所を有する生徒をいう。以下同じ。）	年額　118,800円
		市外生（市内生以外の生徒をいう。以下同じ。）	年額　180,000円
	入学料	市内生	5,650円

		）	
		市外生（市内生以外の生徒をいう。以下同じ。）	142,000円
	［略］		
中等教育学校	授業料（後期課程）		年額　118,800円
	進級料	［略］	
		後期課程に進級する市外生	142,000円
	入学料	［略］	
		後期課程へ転入学又は編入学を許可された市外生	142,000円
	［略］		
［略］			

２　［略］

		市外生	73,000円
	［略］		
中等教育学校	授業料（後期課程）	市内生	年額　118,800円
		市外生	年額　180,000円
	進級料	［略］	
		後期課程に進級する市外生	73,000円
	入学料	［略］	
		後期課程へ転入学又は編入学を許可された市外生	73,000円
	［略］		
［略］			

２　［略］

３　第１項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成２２年法律第１８号）第５条第１項に規定する受給権者として同法第６条第２項に規定する期間（同法第８条第１項の規定により高等学校等就学支援金の支給が停止された期間及び同法第９条の規定により高等学校等就学支援金の支払を差し止められた期間を除く。）に高等学校等就学支援金の支給を受ける市外生（次条において「支給対象市外生」という。）に係る授業料の額は、市内生に係る授業料の額と同額とする。

（月額の変更に伴う授業料の算定方法）

第３条　学年の途中において市内生若しくは支給対象市外生（以下この項において「市内生等」という。）から支給対象市外生以外の市外生（以下この項において「支給対象外市外生」という。）となり、又は支給対象外市外生から市内生等となった生徒に係る授業料の額は、当該年度において、市内生等に係る授業料を徴収する期間については市内生等に係る月額相当授業料に当該市内生等に係る授業料を徴収する期間における月の数を乗じて得た額とし、支給対象外市外生に係る授業料を徴収する期間については支給対象外市外生に係る月額相当授業料に当該支給対象外市外生に係る授

	業料を徴収する期間における月の数を乗じて得た額とする。
第３条　［略］	第４条　［略］
（休学等の場合の授業料の徴収基準） 第４条　［略］ ２・３　［略］	（休学等の場合の授業料の徴収基準） 第５条　［略］ ２・３　［略］ ４　学年の途中において市内生から市外生となり、又は市外生から市内生となった生徒の住所の変更をした日の属する月分の授業料については、変更前（住所の変更をした日が月の初日である場合にあっては変更後）の住所に基づき徴収することとなる月額相当授業料の全部を徴収する。
第５条　［略］	第６条　［略］
第６条　［略］	第７条　［略］
第７条　［略］	第８条　［略］
第８条　［略］	第９条　［略］
第９条　［略］	第１０条　［略］
第１０条　［略］	第１１条　［略］

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第１８７号

さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及びさいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及びさいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例及びさいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

（さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第１条　さいたま市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年さいたま市条例第６４号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（健康管理） 第３４条　［略］ ２　前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認め	（健康管理） 第３４条　［略］ ２　前項の指定児童発達支援事業者は、同項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握し

<table>
<tr>
<td>られるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定児童発達支援事業者は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。
<table>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>乳児又は幼児に対する健康診査</td><td>通所する障害児に対する通所開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr>
</table>
3　［略］</td>
<td>なければならない。
<table>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>［略］</td></tr>
</table>
3　［略］</td>
</tr>
</table>

（さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正）

第２条　さいたま市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成２４年さいたま市条例第６５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr>
<td>（設備）
第６条　［略］
２　［略］
３　第１項の居室の基準は、次のとおりとする。
⑴・⑵　［略］
⑶　前２号の規定にかかわらず、乳児又は幼児（第２９条第２項の表及び第５３条第１項第２号において「乳幼児」という。）のみの一の居室の定員は６人以下とし、１人当たりの床面積は３．３平方メートル以上とすること。
⑷　［略］
４・５　［略］

（健康管理）
第２９条　［略］</td>
<td>（設備）
第６条　［略］
２　［略］
３　第１項の居室の基準は、次のとおりとする。
⑴・⑵　［略］
⑶　前２号の規定にかかわらず、乳児又は幼児（第５３条第１項第２号において「乳幼児」という。）のみの一の居室の定員は６人以下とし、１人当たりの床面積は３．３平方メートル以上とすること。
⑷　［略］
４・５　［略］

（健康管理）
第２９条　［略］</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>
２　指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。
<table>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>乳幼児に対する健康診査</td><td>入所した障害児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr>
</table>
３　［略］

（虐待等の禁止）

第４３条　指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

２　［略］
</td>
<td>
２　指定福祉型障害児入所施設は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、指定福祉型障害児入所施設は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。
<table>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>障害児が通学する学校における健康診断</td><td>［略］</td></tr>
</table>
３　［略］

（虐待等の禁止）

第４３条　指定福祉型障害児入所施設の従業者は、障害児に対し、法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

２　［略］
</td>
</tr>
</table>

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１８８号

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市総合療育センターひまわり学園条例等の一部を改正する条例

（さいたま市総合療育センターひまわり学園条例の一部改正）

第１条　さいたま市総合療育センターひまわり学園条例（平成１３年さいたま市条例第１５９号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（業務） 第１０条　［略］ ２　児童発達支援センターは、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。 ⑴～⑶　［略］ ⑷　障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者総合支援法<u>第５条第１９項</u>に規定する相談支援をいう。）に関すること。 ア・イ　［略］	（業務） 第１０条　［略］ ２　児童発達支援センターは、前項に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。 ⑴～⑶　［略］ ⑷　障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者総合支援法<u>第５条第１８項</u>に規定する相談支援をいう。）に関すること。 ア・イ　［略］
（利用者の資格） 第１２条　［略］ ２　［略］ ３　障害者総合支援法<u>第５条第１９項</u>に規定する相談支援を利用することができる者は、障害児の保護者であって、<u>同条第２０項</u>に規定する主務省令で定める便宜を受けようとするもの又は障害者総合支援法第５１条の１７第１項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。	（利用者の資格） 第１２条　［略］ ２　［略］ ３　障害者総合支援法<u>第５条第１８項</u>に規定する相談支援を利用することができる者は、障害児の保護者であって、<u>同条第１９項</u>に規定する主務省令で定める便宜を受けようとするもの又は障害者総合支援法第５１条の１７第１項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。

（使用料） 第１３条　［略］ ２　法第２１条の５の２９第１項に規定する肢体不自由児通所医療を受けた児童に係る法第６条の２の２第８項に規定する通所給付決定保護者は、当該肢体不自由児通所医療について、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から法第２１条の５の２９第２項の規定による肢体不自由児通所医療費の額を控除した額を児童発達支援センターの使用料として、市長に納付しなければならない。	（使用料） 第１３条　［略］ ２　法第２１条の５の２８第１項に規定する肢体不自由児通所医療を受けた児童に係る法第６条の２の２第９項に規定する通所給付決定保護者は、当該肢体不自由児通所医療について、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額から法第２１条の５の２８第２項の規定による肢体不自由児通所医療費の額を控除した額を児童発達支援センターの使用料として、市長に納付しなければならない。

（さいたま市杉の子園条例の一部を改正する条例）

第２条　さいたま市杉の子園条例の一部を改正する条例（平成１３年さいたま市条例第１６６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（業務） 第２条　園は、次に掲げる業務を行う。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１９項に規定する相談支援をいう。第４条第３項において同じ。）に関すること。 ア・イ　［略］ ⑷　［略］	（業務） 第２条　園は、次に掲げる業務を行う。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１８項に規定する相談支援をいう。第４条第３項において同じ。）に関すること。 ア・イ　［略］ ⑷　［略］
（利用者の資格） 第４条　［略］ ２　［略］ ３　相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第２０項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとするもの又は同法第５１条の１７第１項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。	（利用者の資格） 第４条　［略］ ２　［略］ ３　相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１９項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとするもの又は同法第５１条の１７第１項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。

（さいたま市はるの園条例の一部改正）

第３条　さいたま市はるの園条例（平成２２年さいたま市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（業務） 第２条　園は、次に掲げる業務を行う。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）<u>第５条第１９項</u>に規定する相談支援をいう。第４条第３項において同じ。）に関すること。 ア・イ　［略］ ⑷　［略］ （利用者の資格） 第４条　［略］ ２　［略］ ３　相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第５条第２０項</u>に規定する主務省令で定める便宜を受けようとするもの又は同法第５１条の１７第１項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。	（業務） 第２条　園は、次に掲げる業務を行う。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）<u>第５条第１８項</u>に規定する相談支援をいう。第４条第３項において同じ。）に関すること。 ア・イ　［略］ ⑷　［略］ （利用者の資格） 第４条　［略］ ２　［略］ ３　相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律<u>第５条第１９項</u>に規定する主務省令で定める便宜を受けようとするもの又は同法第５１条の１７第１項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１８９号

さいたま市さくら草学園条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市さくら草学園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市さくら草学園条例の一部を改正する条例

さいたま市さくら草学園条例（平成１３年さいたま市条例第１６５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（設置） 第１条　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第４３条に規定する児童発達支援センターとして、さくら草学園（以下「学園」という。）をさいたま市浦和区駒場１丁目２８番１０号に設置する。	（設置） 第１条　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第４３条に規定する児童発達支援センターとして、さくら草学園（以下「学園」という。）をさいたま市浦和区領家１丁目５番１６号に設置する。
（業務） 第２条　学園は、次に掲げる業務を行う。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１９項に規定する相談支援をいう。次条第３項において同じ。）に関すること。 ア・イ　［略］ ⑷　［略］	（業務） 第２条　学園は、次に掲げる業務を行う。 ⑴・⑵　［略］ ⑶　障害児に係る次に掲げる相談支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１８項に規定する相談支援をいう。次条第３項において同じ。）に関すること。 ア・イ　［略］ ⑷　［略］
（利用者の資格） 第３条　［略］ ２　［略］ ３　相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第２０項に規定する	（利用者の資格） 第３条　［略］ ２　［略］ ３　相談支援を利用できる者は、障害児の保護者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第５条第１９項に規定する

主務省令で定める便宜を受けようとするもの又は同法第５１条の１７第１項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。	主務省令で定める便宜を受けようとするもの又は同法第５１条の１７第１項に規定する計画相談支援対象障害者等に該当するものとする。

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。ただし、第２条及び第３条の規定は、公布の日から施行する。

議案第１９０号

さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市大崎むつみの里条例等の一部を改正する条例

（さいたま市大崎むつみの里条例の一部改正）

第１条　さいたま市大崎むつみの里条例（平成１９年さいたま市条例第１１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（設置） 第１条　障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）及び相談支援（法第５条第１９項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４３条に規定する児童発達支援センターとして、さいたま市大崎むつみの里（以下「むつみの里」という。）をさいたま市緑区大字大崎３７番地１に設置する。	（設置） 第１条　障害福祉サービス（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービスをいう。以下同じ。）及び相談支援（法第５条第１８項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、並びに児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第４３条に規定する児童発達支援センターとして、さいたま市大崎むつみの里（以下「むつみの里」という。）をさいたま市緑区大字大崎３７番地１に設置する。
（利用者の資格） 第４条　［略］ ２　相談支援を利用できる者は、法第５条第２０項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第５１条の５第１項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第５１条の１７第１項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。 ３～５　［略］	（利用者の資格） 第４条　［略］ ２　相談支援を利用できる者は、法第５条第１９項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第５１条の５第１項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第５１条の１７第１項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。 ３～５　［略］

（さいたま市障害者福祉施設春光園条例の一部改正）

第２条　さいたま市障害者福祉施設春光園条例（平成１３年さいたま市条例第１６１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（設置） 第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第５条第１９項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の２の２第６項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市障害者福祉施設春光園（以下「春光園」という。）を設置する。 （利用者の資格） 第５条　［略］ ２　相談支援を利用できる者は、法第５条第２０項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第５１条の５第１項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第５１条の１７第１項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。 ３・４　［略］	（設置） 第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第５条第１８項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の２の２第６項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市障害者福祉施設春光園（以下「春光園」という。）を設置する。 （利用者の資格） 第５条　［略］ ２　相談支援を利用できる者は、法第５条第１９項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第５１条の５第１項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第５１条の１７第１項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。 ３・４　［略］

（さいたま市槻の木条例の一部改正）

第３条　さいたま市槻の木条例（平成１７年さいたま市条例第７４号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（設置） 第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第５条第１９項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の２の２第６項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市槻の木を設置する。 （利用者の資格） 第５条　［略］ ２　相談支援を利用できる者は、法第５条第２０項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第５１条の５第１項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第５１条の１７第１項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。 ３・４　［略］	（設置） 第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第５条第１８項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の２の２第６項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市槻の木を設置する。 （利用者の資格） 第５条　［略］ ２　相談支援を利用できる者は、法第５条第１９項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第５１条の５第１項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第５１条の１７第１項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。 ３・４　［略］

（さいたま市みずき園条例の一部改正）

第４条　さいたま市みずき園条例（平成１３年さいたま市条例第１６４号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（設置） 第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。	（設置） 第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。

以下「法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第５条第１９項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の２の２第６項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市みずき園（以下「園」という。）をさいたま市中央区大戸２丁目７番２１号に設置する。 （利用者の資格） 第４条　［略］ ２　相談支援を利用できる者は、法第５条第２０項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第５１条の５第１項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第５１条の１７第１項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。 ３・４　［略］	以下「法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第５条第１８項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の２の２第６項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市みずき園（以下「園」という。）をさいたま市中央区大戸２丁目７番２１号に設置する。 （利用者の資格） 第４条　［略］ ２　相談支援を利用できる者は、法第５条第１９項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第５１条の５第１項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第５１条の１７第１項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。 ３・４　［略］

（さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例の一部改正）

第５条　さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター条例（平成１４年さいたま市条例第９３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（設置） 第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第５条第１９項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の２の２第６項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター（以下「センター」という。）をさいたま市北区本郷町１７番地７に設置する。	（設置） 第１条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号。以下「法」という。）第５条第１項に規定する障害福祉サービス及び相談支援（法第５条第１８項に規定する相談支援をいう。以下同じ。）並びに障害児相談支援（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第６条の２の２第６項に規定する障害児相談支援をいう。以下同じ。）を行う施設として、さいたま市大砂土障害者デイサービスセンター（以下「センター」という。）をさいたま市北区本郷町１７番地７に設置する。

（利用者の資格） 第４条　［略］ ２　相談支援を利用できる者は、法第５条第２０項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第５１条の５第１項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第５１条の１７第１項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。 ３・４　［略］	（利用者の資格） 第４条　［略］ ２　相談支援を利用できる者は、法第５条第１９項に規定する主務省令で定める便宜を受けようとする者、法第５１条の５第１項の規定による地域相談支援給付決定を受けた者及び法第５１条の１７第１項に規定する計画相談支援対象障害者等とする。 ３・４　［略］

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１９１号

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

（さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第１条　さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成２４年さいたま市条例第６６号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第１１条　児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第１１条　児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
（入所者及び職員の健康診断） 第１５条　［略］ ２　児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わない	（入所者及び職員の健康診断） 第１５条　［略］ ２　児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断が行われた場合であって、当該健康診断がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

<table>
<tr>
<td>
ことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。
<table>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>児童が通学する学校における健康診断</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td>乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査</td><td>入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr>
</table>
３・４　［略］

（設備の基準）
第２５条　乳児院（乳幼児１０人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。
⑴～⑶　［略］
</td>
<td>
<table>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>児童が通学する学校における健康診断</td><td>［略］</td></tr>
</table>
３・４　［略］

（設備の基準）
第２５条　乳児院（乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）１０人未満を入所させる乳児院を除く。）の設備の基準は、次のとおりとする。
⑴～⑶　［略］
</td>
</tr>
</table>

（さいたま市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第２条　さいたま市一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和６年さいたま市条例第６２号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr>
<td>
（虐待等の禁止）
第１３条　一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（職員）
第１８条　一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第２１条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童１０人以下を入所させる一時保
</td>
<td>
（虐待等の禁止）
第１３条　一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（職員）
第１８条　一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第２１条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（国家戦略特別区域法（平成２５年法律第１０７号）第１２条の５第５項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあっては、保育士又は当該事業実
</td>
</tr>
</table>

護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童４０人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 ２～４　［略］	施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童１０人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童４０人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。 ２～４　［略］

（さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正）

第３条　さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成２６年さいたま市条例第５２号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第２５条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第２５条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部改正）

第４条　さいたま市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成３０年さいたま市条例第２４号）の一

部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（教育及び保育の内容）
第７条　［略］
２　認定こども園の職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第３３条の１０第１項各号（幼稚園型認定こども園にあっては、学校教育法第２８条第２項において準用する法第２７条の２第１項各号）に掲げる行為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
３　前２項に定めるもののほか、認定こども園における教育及び保育の内容は、認定こども園に固有の事情として市長が別に定める事項に配慮したものでなければならない。</td><td>（教育及び保育の内容）
第７条　［略］
２　前項に定めるもののほか、認定こども園における教育及び保育の内容は、認定こども園に固有の事情として市長が別に定める事項に配慮したものでなければならない。</td></tr>
<tr><td>（園児及び職員の健康診断）
第１６条　［略］
２　［略］
３　園長は、第１項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、園長は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。
<table><tr><td>園児の入園前の健康診断</td><td>園児に対する入園時の健康診断</td></tr><tr><td>園児に対する健康診査</td><td>入園時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table>
４　［略］</td><td>（園児及び職員の健康診断）
第１６条　［略］
２　［略］
３　園長は、第１項の規定にかかわらず、園児の入園前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が園児に対する入園時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、入園時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、園長は、園児の入園前の健康診断の結果を把握しなければならない。
４　［略］</td></tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>
（さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用）
第２０条　さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第４条、第５条第１項、第２項及び第４項、第６条、第１０条、第１２条、第１４条（第４項ただし書を除く。）、第１９条、第２０条第１項及び第３項、第４４条第７号並びに第４８条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
<table>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>第１０条</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
</table>
２　［略］
</td>
<td>
（さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用）
第２０条　さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第４条、第５条第１項、第２項及び第４項、第６条、第１０条から第１２条まで、第１４条（第４項ただし書を除く。）、第１９条、第２０条第１項及び第３項、第４４条第７号並びに第４８条の規定は、認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
<table>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td>第１０条</td><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第１１条</td><td>入所中の児童</td><td>園児</td></tr>
<tr><td>当該児童</td><td>当該園児</td></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
</table>
２　［略］
</td>
</tr>
</table>

（さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第５条　さいたま市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年さいたま市条例第５１号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr>
<td>
（虐待等の禁止）
第３条の２　職員は、園児に対し、法第２７条の２第１項各号に掲げる行為その他園児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
</td>
<td></td>
</tr>
<tr>
<td>
（さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用）
第１５条　さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第４条、第５条第１項、第２項及び第４項、第６条、第８条、第１０条、第１２条、第１４条（第４項ただし書を除く。）、第
</td>
<td>
（さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の準用）
第１５条　さいたま市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例第４条、第５条第１項、第２項及び第４項、第６条、第８条、第１０条から第１２条まで、第１４条（第４項ただし書を除く。
</td>
</tr>
</table>

<table>
<tr>
<td>
１９条、第２０条第１項、第３項及び第４項、第４４条第７号並びに第４８条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
<table>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td>第１０条</td><td>［略］</td></tr>
<tr><td colspan="2">［略］</td></tr>
</table>
２　［略］
</td>
<td>
）、第１９条、第２０条第１項、第３項及び第４項、第４４条第７号並びに第４８条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。
<table>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
<tr><td>第１０条</td><td colspan="2">［略］</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第１１条</td><td>入所中の児童</td><td>園児</td></tr>
<tr><td>当該児童</td><td>当該園児</td></tr>
<tr><td colspan="3">［略］</td></tr>
</table>
２　［略］
</td>
</tr>
</table>

（さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第６条　さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年さいたま市条例第５３号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（虐待等の禁止） 第１２条　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	（虐待等の禁止） 第１２条　放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第７条　さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年さいたま市条例第５５号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（虐待等の禁止）
第１２条　家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第３３条の１０第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（利用乳幼児及び職員の健康診断）
第１７条　［略］
２　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）第１２条又は第１３条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。
<table><tr><td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断</td></tr><tr><td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断</td></tr></table>３・４　［略］</td><td>（虐待等の禁止）
第１２条　家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第３３条の１０各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（利用乳幼児及び職員の健康診断）
第１７条　［略］
２　家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。

３・４　［略］</td></tr>
</table>

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１９２号

さいたま市衛生センター条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市衛生センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市衛生センター条例の一部を改正する条例

さいたま市衛生センター条例（平成１３年さいたま市条例第１９７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>（名称及び位置）
第２条　センターの名称及び位置は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>さいたま市大宮南部浄化センター</td><td>［略］</td></tr></table></td><td>（名称及び位置）
第２条　センターの名称及び位置は、次のとおりとする。
<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>さいたま市クリーンセンター西堀</td><td>さいたま市桜区新開４丁目１番１号</td></tr><tr><td>さいたま市大宮南部浄化センター</td><td>［略］</td></tr></table></td></tr>
</table>

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第１９３号

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例の制定について

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例

さいたま市食肉中央卸売市場業務規程（平成１３年さいたま市条例第２３７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

⑴　改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（取扱品目） 第３条　［略］ ２　市長は、前項の取扱品目に食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律（平成３年法律第５９号。以下「食品等持続的供給法」という。）第４２条第１項に規定する指定飲食料品等が含まれるときは、インターネットの利用その他の適切な方法で当該指定飲食料品等を公表するものとする。ただし、市場において取扱予定がないものを除く。	（取扱品目） 第３条　［略］
（関連事業者の設置） 第２５条　市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者その他の市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。 ⑴　第３条第１項で定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行う者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者 ⑵　［略］	（関連事業者の設置） 第２５条　市長は、市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、市場機能の充実を図り、又は出荷者、売買参加者その他の市場の利用者に便益を提供するため、次に掲げる者に対し、市場内の店舗その他の施設において業務を営むことを許可することができる。 ⑴　第３条で定める取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等を行う者その他市場機能の充実に資するものとして規則で定める業務を営む者 ⑵　［略］

２　［略］ （開設者による卸売予定数量等の公表） 第５４条　［略］ ２　［略］ ３　市長は、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法で公表するものとする。 ⑴　第３条第２項に基づき公表された指定飲食料品等に係る食品等持続的供給法第４２条第１項第１号に規定する指標 ⑵　食品等持続的供給法第３６条各号に規定する措置の内容	２　［略］ （開設者による卸売予定数量等の公表） 第５４条　［略］ ２　［略］

附　則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

議案第１９４号

さいたま市産業廃棄物焼却施設解体工事請負契約について

さいたま市産業廃棄物焼却施設解体工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８号）第２条の規定により議決を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　契約の目的　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第１９条の８第１項に基づく行政代執行による産業廃棄物焼却施設の解体工事

２　契約の方法　一般競争入札

３　契約金額　５８１，９００，０００円

４　契約の相手方　日清・武蔵特定共同企業体

代表構成員　さいたま市浦和区本太１丁目９番５号
日清建設株式会社
代表取締役　猪股　和則

構　成　員　さいたま市浦和区本太１丁目９番５号２０１
株式会社武蔵
代表取締役　酒井　真也

議案第１９５号

さいたま市西区役所中規模修繕（建築）工事請負契約について

さいたま市西区役所中規模修繕（建築）工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８号）第２条の規定により議決を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　契約の目的　さいたま市西区役所中規模修繕（建築）工事

２　契約の方法　一般競争入札

３　契約金額　７０５，１００，０００円

４　契約の相手方　さいたま市大宮区高鼻町１丁目２５番地１
共栄建設株式会社
代表取締役　原笹　治三

議案第１９６号

さいたま市西区役所中規模修繕（電気設備）工事請負契約について

さいたま市西区役所中規模修繕（電気設備）工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８号）第２条の規定により議決を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　契約の目的　さいたま市西区役所中規模修繕（電気設備）工事

２　契約の方法　一般競争入札

３　契約金額　５１８，１１２，１００円

４　契約の相手方　八洲・中野特定共同企業体

代表構成員　さいたま市北区日進町３丁目３７番地１

株式会社八洲電業社

代表取締役　吉村　光司

構　成　員　さいたま市北区土呂町１丁目５０番地５

株式会社中野電業社

代表取締役　中野　路人

議案第１９７号

さいたま市西区役所中規模修繕（機械設備）工事請負契約について

さいたま市西区役所中規模修繕（機械設備）工事について、下記のとおり請負契約を締結したいので、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８号）第２条の規定により議決を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　契約の目的　さいたま市西区役所中規模修繕（機械設備）工事

２　契約の方法　一般競争入札

３　契約金額　５８９，２９２，０００円

４　契約の相手方　深井・積田特定共同企業体

代表構成員　さいたま市大宮区櫛引町１丁目８２３番地

株式会社深井設備工事

代表取締役 深井 昭浩

構　成　員　さいたま市緑区大字大門２６１９番地

積田冷熱工事株式会社

代表取締役 積田 鉄也

議案第１９８号

議決事項の一部変更について（市営馬宮住宅建設（建築）工事（第１期）請負契約）

令和６年１２月（１１月繰上げ）議会において議決を得た請負契約について（議案第１８６号）下記のとおり変更するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８号）第２条の規定により議決を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

３契約金額中「１，７５８，４５４，５００円」を「１，８４９，０２８，５００円」に変更する。

議案第１９９号

議決事項の一部変更について（（仮称）岩槻消防署城南地区出張所建設（建築）工事請負契約）

令和６年９月議会において議決を得た請負契約について（議案第１４８号。令和７年９月議会（議案第１４９号）において議決を得て一部変更）、下記のとおり変更するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８号）第２条の規定により議決を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

３契約金額中「７７１，９３６，０００円」を「７７９，９００，０００円」に変更する。

議案第２００号

議決事項の一部変更について（さいたま市立新設大和田地区小学校建設（建築）工事請負契約）

令和６年６月議会において議決を得た請負契約について（議案第１０８号。令和７年２月議会（議案第６８号）において議決を得て一部変更）、下記のとおり変更するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８号）第２条の規定により議決を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

３契約金額中「５，７５９，１６０，０００円」を「５，８１４，０１７，０００円」に変更する。

議案第２０１号

議決事項の一部変更について（さいたま市立新設大和田地区小学校建設（電気設備）工事請負契約）

令和６年６月議会において議決を得た請負契約について（議案第１０９号。令和７年２月議会（議案第６９号）において議決を得て一部変更）、下記のとおり変更するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８号）第２条の規定により議決を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

３契約金額中「８０１，４１１，６００円」を「８８２，９２１，６００円」に変更する。

議案第２０２号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１３年さいたま市条例第４８号）第３条の規定により議決を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　物件の表示　さいたま市岩槻区美園東１丁目４番地
（仮称）岩槻南部新和西地区近隣公園等整備・運営管理事業により整備される特定公園施設

２　取　得　先　さいたま市緑区東浦和１丁目２１番地３
ダイバーシティ美園Ｐａｒｋ共同企業体
代表法人　株式会社内田緑化興業
代表取締役　殿井　正仁

３　取得価格　２８６，８５０，０００円

４　取得理由　都市公園法（昭和３１年法律第７９号）に基づく公募設置管理制度で実施中の（仮称）岩槻南部新和西地区近隣公園等整備・運営管理事業により整備される特定公園施設を市が取得するため。

（参考）

物件の概要

所在地	さいたま市岩槻区美園東１丁目４番地
特定公園施設の概要	園路及び広場、水景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設等

案　内　図

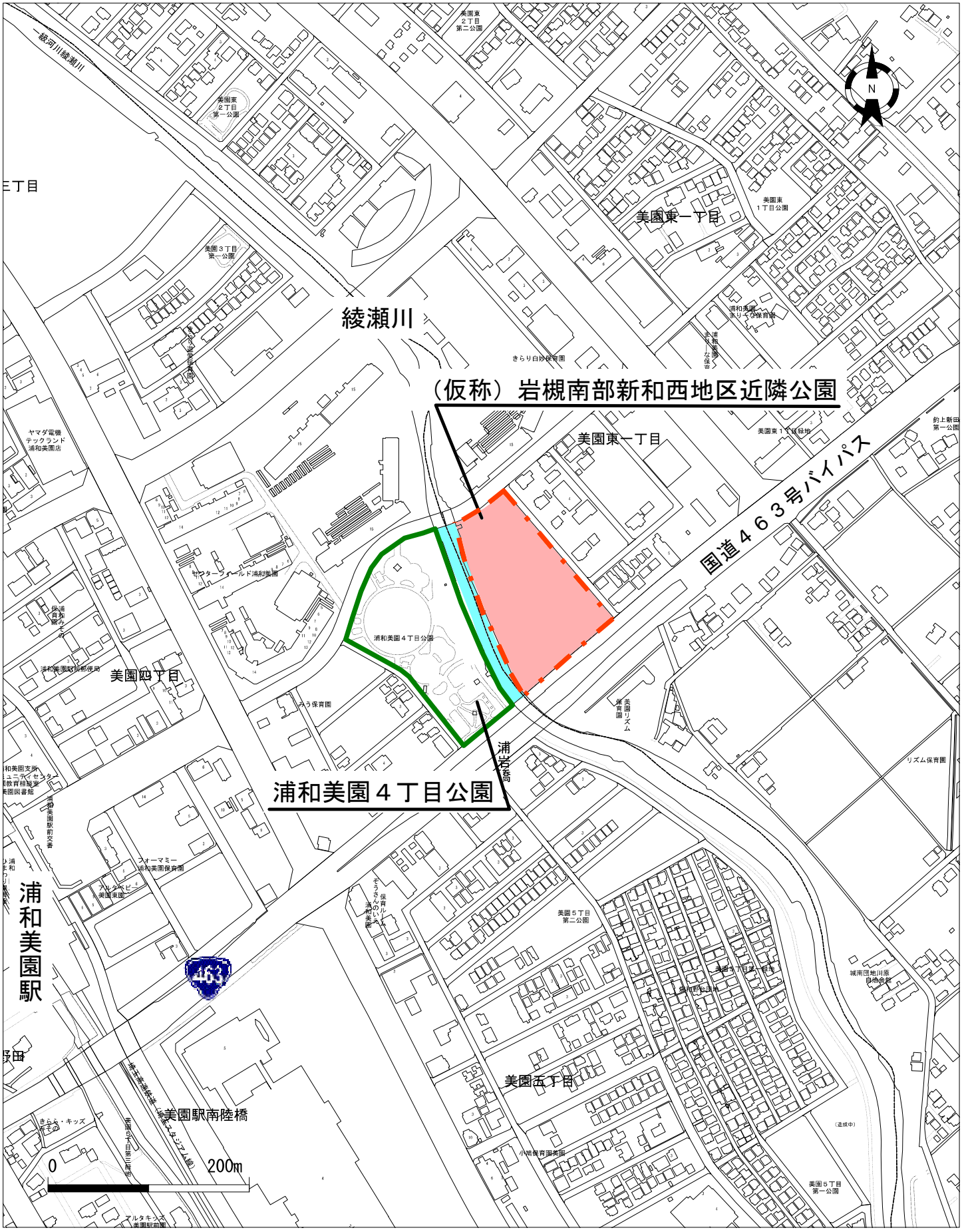
綾瀬川
（仮称）岩槻南部新和西地区近隣公園
美園東一丁目
国道４６３号バイパス
浦和美園４丁目公園
浦和美園駅
美園四丁目
美園五丁目
美園駅南陸橋
美園東２丁目第二公園
美園東２丁目第一公園
美園３丁目第一公園
美園東１丁目公園
美園東１丁目緑地
釣上新田第一公園
ヤマダ電機テックランド浦和美園店
セブンタウンフィールド浦和美園
浦和美園郵便局
みう保育園
美園リズム保育園
リズム保育園
浦和美園駅前交番
フォーマミー浦和美園保育園
美園５丁目第二公園
美園５丁目第一公園
城南団地川原自治会館
小規模保育園美園
きらら・キッズ美園
アルタキッズ美園駅前園
0
200m

見　取　図

※１　公募対象公園施設は、譲渡を受けるものではありません。

※２　見取図は、今後の工事の進捗等により変更となる可能性があります。

議案第２０３号

指定管理者の指定について

さいたま市老人福祉センター武蔵浦和荘の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議決を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　指定管理者に管理を行わせる施設

⑴　所在地　さいたま市南区別所７丁目２０番１号

⑵　名　称　さいたま市老人福祉センター武蔵浦和荘

２　指定管理者に指定する団体

⑴　所在地　東京都中央区銀座４丁目１２番１５号歌舞伎座タワー２０階

⑵　名　称　オーエンス・アイルグループ

⑶　代表者　株式会社オーエンス

代表取締役　大木　一雄

３　指定する期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

議案第２０４号

指定管理者の指定について

さいたま市高齢者生きがい活動センターの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議決を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　指定管理者に管理を行わせる施設

⑴　所在地　さいたま市北区植竹町１丁目５９３番地１

⑵　名　称　さいたま市高齢者生きがい活動センター

２　指定管理者に指定する団体

⑴　所在地　さいたま市大宮区土手町１丁目２１３番地１

⑵　名　称　公益社団法人さいたま市シルバー人材センター

⑶　代表者　理事長　佐伯　鋼兵

３　指定する期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

議案第２０５号

指定管理者の指定について

さいたま市浦和斎場の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議決を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　指定管理者に管理を行わせる施設

⑴　所在地　さいたま市桜区大字下大久保１５２３番地１

⑵　名　称　さいたま市浦和斎場

２　指定管理者に指定する団体

⑴　所在地　さいたま市桜区大字下大久保９３０番地２

⑵　名　称　浦和総業株式会社

⑶　代表者　代表取締役　渋谷　邦彦

３　指定する期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

議案第２０６号

指定管理者の指定について

さいたま市営浦和駅東口駐車場の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議決を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　指定管理者に管理を行わせる施設

⑴　所在地　さいたま市浦和区東高砂町１１番１号

⑵　名　称　さいたま市営浦和駅東口駐車場

２　指定管理者に指定する団体

⑴　所在地　東京都港区東新橋２丁目３番１７号

⑵　名　称　株式会社Ｊ．フロントプライムスペース

⑶　代表者　代表取締役　森田　幸介

３　指定する期間

令和８年３月１日から同月３１日まで

議案第２０７号

指定管理者の指定について

さいたま市営浦和駅東口駐車場の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議決を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　指定管理者に管理を行わせる施設

⑴　所在地　さいたま市浦和区東高砂町１１番１号

⑵　名　称　さいたま市営浦和駅東口駐車場

２　指定管理者に指定する団体

⑴　所在地　東京都港区東新橋２丁目３番１７号

⑵　名　称　株式会社Ｊ．フロントプライムスペース

⑶　代表者　代表取締役　森田　幸介

３　指定する期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

議案第２０８号

指定管理者の指定について

さいたま市南浦和コミュニティセンター等の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議決を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　指定管理者に管理を行わせる施設

所在地	名称
さいたま市南区大谷場２丁目６番２５号	さいたま市南浦和コミュニティセンター
さいたま市中央区本町東３丁目５番４３号	さいたま市与野本町コミュニティセンター
さいたま市中央区上峰２丁目３番５号	さいたま市上峰コミュニティホール
さいたま市中央区桜丘２丁目６番２８号	さいたま市西与野コミュニティホール
さいたま市中央区大字下落合１７１２番地	さいたま市下落合コミュニティセンター
さいたま市浦和区東高砂町１１番１号	さいたま市浦和コミュニティセンター

２　指定管理者に指定する団体

⑴　所在地　さいたま市南区根岸１丁目７番１号

⑵　名　称　公益財団法人さいたま市文化振興事業団

⑶　代表者　理事長　小島　正明

３　指定する期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

議案第２０９号

指定管理者の指定について

さいたま市地域中核施設プラザイーストの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議決を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　指定管理者に管理を行わせる施設

⑴　所在地　さいたま市緑区大字中尾１４４０番地８

⑵　名　称　さいたま市地域中核施設プラザイースト

２　指定管理者に指定する団体

⑴　所在地　さいたま市南区根岸１丁目７番１号

⑵　名　称　公益財団法人さいたま市文化振興事業団

⑶　代表者　理事長　小島　正明

３　指定する期間

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで

議案第２１０号

指定管理者の指定について

さいたま市東大宮コミュニティセンター等の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議決を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　指定管理者に管理を行わせる施設

所在地	名称
さいたま市見沼区東大宮４丁目３１番地１	さいたま市東大宮コミュニティセンター
さいたま市見沼区大字大谷１２１０番地	さいたま市七里コミュニティセンター
さいたま市見沼区染谷３丁目１４７番地１	さいたま市片柳コミュニティセンター
さいたま市大宮区高鼻町２丁目２９２番地１	さいたま市高鼻コミュニティセンター
さいたま市大宮区堀の内町１丁目５７７番地３	さいたま市大宮工房館

２　指定管理者に指定する団体

⑴　所在地　さいたま市南区根岸１丁目７番１号

⑵　名　称　公益財団法人さいたま市文化振興事業団

⑶　代表者　理事長　小島　正明

３　指定する期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

議案第２１１号

指定管理者の指定について

さいたま市馬宮コミュニティセンター等の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議決を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　指定管理者に管理を行わせる施設

所在地	名称
さいたま市西区大字西遊馬５３３番地１	さいたま市馬宮コミュニティセンター
さいたま市西区三橋６丁目６４２番地４	さいたま市西部文化センター
さいたま市北区吉野町２丁目１９５番地１	さいたま市宮原コミュニティセンター
さいたま市北区日進町１丁目３１２番地２	さいたま市日進公園コミュニティセンター

２　指定管理者に指定する団体

⑴　所在地　さいたま市南区根岸１丁目７番１号

⑵　名　称　公益財団法人さいたま市文化振興事業団

⑶　代表者　理事長　小島　正明

３　指定する期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

議案第２１２号

指定管理者の指定について

さいたま市地域中核施設プラザウエストの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議決を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　指定管理者に管理を行わせる施設

⑴　所在地　さいたま市桜区道場４丁目３番１号

⑵　名　称　さいたま市地域中核施設プラザウエスト

２　指定管理者に指定する団体

⑴　所在地　さいたま市南区根岸１丁目７番１号

⑵　名　称　公益財団法人さいたま市文化振興事業団

⑶　代表者　理事長　小島　正明

３　指定する期間

令和８年４月１日から令和１１年３月３１日まで

議案第２１３号

指定管理者の指定について

さいたま市武蔵浦和コミュニティセンターの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議決を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　指定管理者に管理を行わせる施設

⑴　所在地　さいたま市南区別所７丁目２０番１号

⑵　名　称　さいたま市武蔵浦和コミュニティセンター

２　指定管理者に指定する団体

⑴　所在地　東京都中央区銀座４丁目１２番１５号歌舞伎座タワー２０階

⑵　名　称　オーエンス・アイルグループ

⑶　代表者　株式会社オーエンス

代表取締役　大木　一雄

３　指定する期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

議案第２１４号

指定管理者の指定について

さいたま市美園コミュニティセンター等の指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議決を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　指定管理者に管理を行わせる施設

所在地	名称
さいたま市緑区美園４丁目１９番地１	さいたま市美園コミュニティセンター
さいたま市岩槻区本町１丁目１０番７号	さいたま市コミュニティセンターいわつき
さいたま市岩槻区本町３丁目１番１号	さいたま市岩槻駅東口コミュニティセンター
さいたま市岩槻区東岩槻６丁目６番地	さいたま市ふれあいプラザいわつき
	老人憩いの家ふれあいプラザ

２　指定管理者に指定する団体

⑴　所在地　さいたま市南区根岸１丁目７番１号

⑵　名　称　公益財団法人さいたま市文化振興事業団

⑶　代表者　理事長　小島　正明

３　指定する期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

議案第２１５号

指定管理者の指定について

さいたま市民会館うらわの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議決を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　指定管理者に管理を行わせる施設

⑴　所在地　さいたま市浦和区高砂１丁目１０００番地

⑵　名　称　さいたま市民会館うらわ

２　指定管理者に指定する団体

⑴　所在地　さいたま市南区根岸１丁目７番１号

⑵　名　称　公益財団法人さいたま市文化振興事業団

⑶　代表者　理事長　小島　正明

３　指定する期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

議案第２１６号

指定管理者の指定について

さいたま市市民活動サポートセンターの指定管理者について、下記のとおり指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により議決を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

１　指定管理者に管理を行わせる施設

⑴　所在地　さいたま市浦和区東高砂町１１番１号

⑵　名　称　さいたま市市民活動サポートセンター

２　指定管理者に指定する団体

⑴　所在地　さいたま市南区根岸１丁目７番１号

⑵　名　称　公益財団法人さいたま市文化振興事業団

⑶　代表者　理事長　小島　正明

３　指定する期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

議案第２１７号

当せん金付証票の発売について

令和８年度における当せん金付証票を下記の範囲内において発売することについて、当せん金付証票法（昭和２３年法律第１４４号）第４条第１項の規定により議決を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

令和８年度当せん金付証票発売金額は、１０，０００，０００，０００円の範囲内とする。

議案第２１８号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第１項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第２項の規定により議決を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

路　線　名	延　長 m		幅　員 m		起　　点	終　　点	重要な経過地
Ｄ第６９４号線	46	76	5	00	さいたま市南区曲本三丁目３９２番４地先	さいたま市南区曲本三丁目３９２番３地先	
Ｊ第５０３号線	264	50	16 ～ 16	00 04	さいたま市緑区大字三室字西宿１２０７番４地先	さいたま市緑区大字三室字西宿１２８４番７地先	
Ｌ第１３８１号線	360	98	16	00	さいたま市緑区大字三室字西宿１２８５番２地先	さいたま市緑区大字三室字南宿１６１３番２地先	
Ｌ第１３８２号線	197	10	6	00	さいたま市緑区大字三室字東宿２０４８番６地先	さいたま市緑区大字三室字東宿２０４８番３１地先	
Ｌ第１３８３号線	60	81	5	00	さいたま市緑区大字三室字東宿２０４８番１０地先	さいたま市緑区大字三室字東宿２０４８番３７地先	
Ｌ第１３８４号線	86	98	4 ～ 4	00 30	さいたま市緑区大字中尾字不動谷４２７番４地先	さいたま市緑区大字中尾字不動谷４２７番４地先	
Ｏ第３７９号線	72	40	4 ～ 4	00 30	さいたま市緑区大字大門字鶴巻２１７５番４地先	さいたま市緑区大字南部領辻字葭山３８２６番１地先	
Ｏ第３８０号線	206	50	6 ～ 6	00 55	さいたま市緑区大字大門字鶴巻２０９６番７地先	さいたま市緑区大字大門字鶴巻２１１４番１地先	
Ｏ第３８１号線	117	21	2 ～ 4	70 00	さいたま市緑区大字大門字鶴巻２３６３番１地先	さいたま市緑区大字大門字鶴巻２３７４番２地先	
Ｏ第３８２号線	153	38	2	70	さいたま市緑区大字大門字鶴巻２３７０番１地先	さいたま市緑区大字大門字鶴巻２３６０番地先	
１２９６９号線	84	42	4	00	さいたま市見沼区堀崎町５４３番３地先	さいたま市見沼区堀崎町５４３番２０地先	
３２９７８号線	77	03	5	00	さいたま市北区別所町５６番２７地先	さいたま市北区別所町５６番２１地先	

路　線　名	延　長 m		幅　員 m		起　　点	終　　点	重要な経過地
４１７２０号線	47	47	4	00	さいたま市西区大字飯田新田字中丸６１４番６地先	さいたま市西区大字飯田新田字中丸６１４番１０地先	
４５１１号線	58	00	4	00	さいたま市岩槻区本町四丁目１９８番１０地先	さいたま市岩槻区本町四丁目１９８番１６地先	

議案第２１９号

市道路線の廃止について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第１項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第３項の規定により議決を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

路　線　名	延　長 m		幅　員 m		起　　点	終　　点	重要な経過地
Ｏ第３２８号線	97	29	1	80	さいたま市緑区大字大門字鶴巻２１８２番４地先	さいたま市緑区大字大門字鶴巻２１９２番１地先	
Ｏ第３２９号線	38	14	1	80	さいたま市緑区大字南部領辻字稲荷下３９３９番７地先	さいたま市緑区大字南部領辻字稲荷下３９３９番１０地先	
Ｏ第３３４号線	454	42	2	70	さいたま市緑区大字大門字鶴巻２１９４番１地先	さいたま市緑区大字大門字鶴巻２３７４番２地先	
Ｏ第３３６号線	177	40	2	70	さいたま市緑区大字大門字鶴巻２３７０番１地先	さいたま市緑区大字大門字鶴巻２３５８番地先	
２０７８５号線	43	40	1	84	さいたま市見沼区大字御蔵字木野下１２９５番４地先	さいたま市見沼区大字御蔵字木野下１３０５番１地先	

凡　　例

認　定　路　線

廃　止　路　線

L　＝　延　長　　W　＝　幅　員

参　考　案　内　図

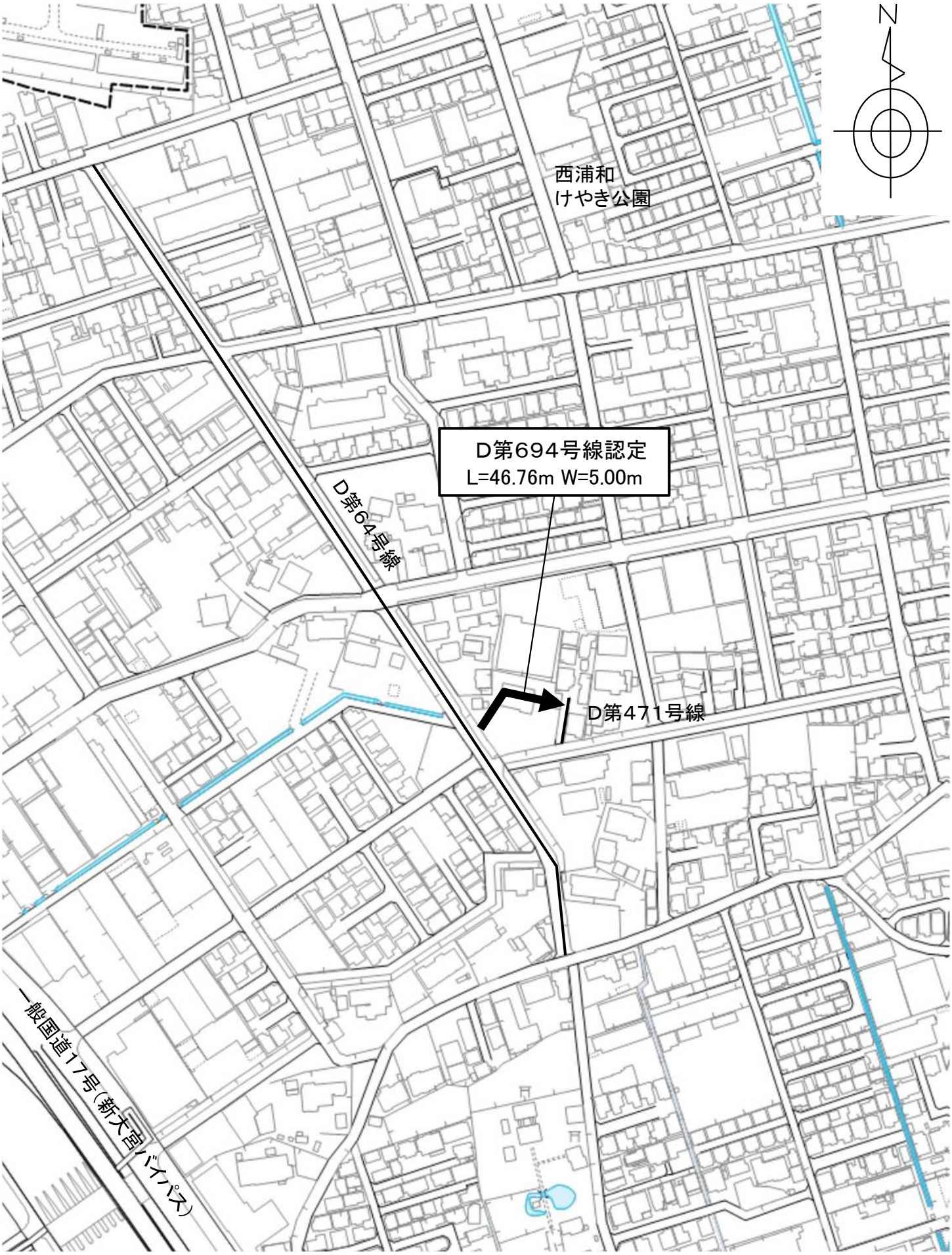
N
西浦和
けやき公園
D第694号線認定
L=46.76m W=5.00m
D第64号線
D第471号線
一般国道17号（新大宮バイパス）

参　考　案　内　図

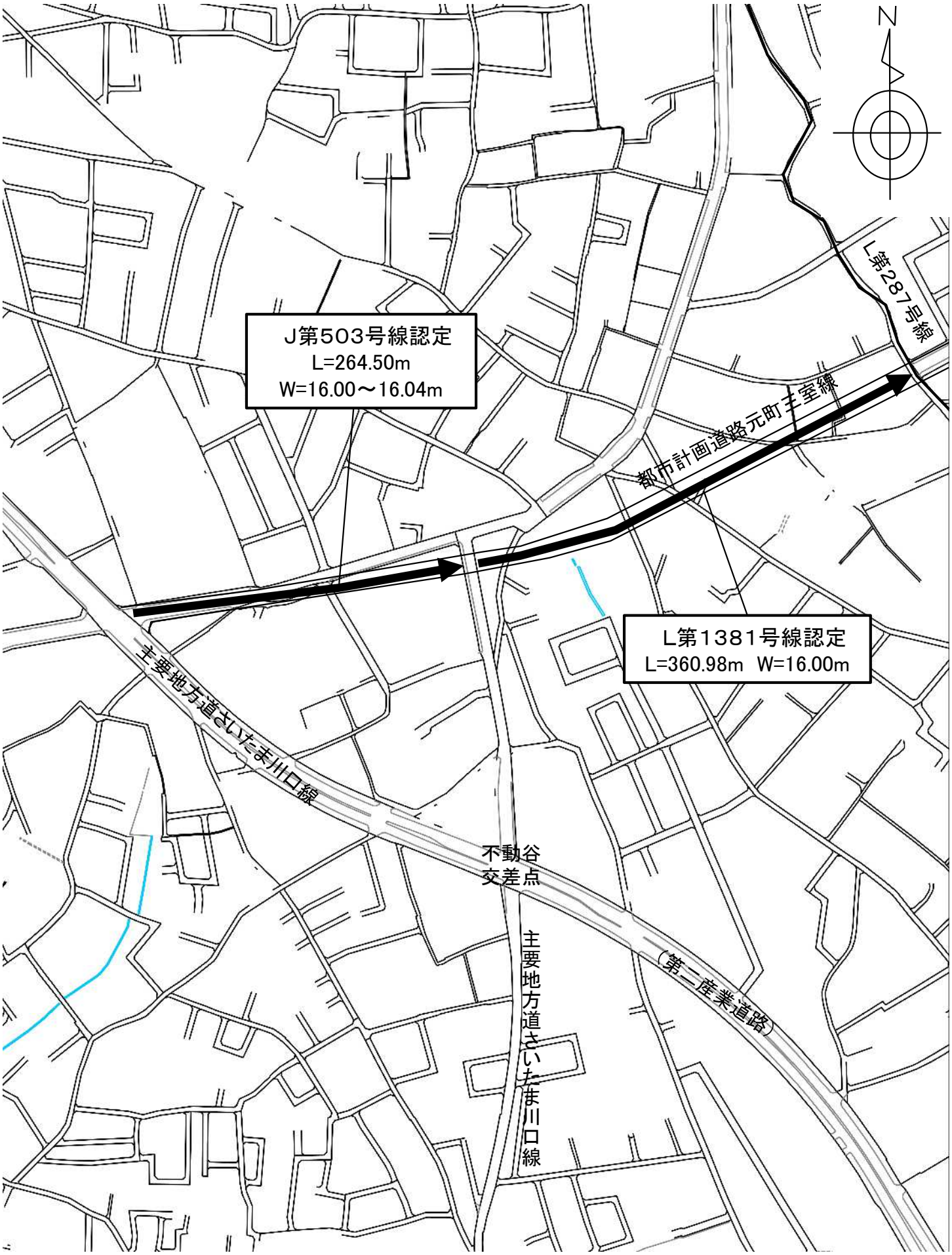
N
J第503号線認定
L=264.50m
W=16.00～16.04m
L第287号線
都市計画道路元町主室線
L第1381号線認定
L=360.98m　W=16.00m
主要地方道さいたま川口線
不動谷
交差点
主要地方道さいたま川口線
（第二産業道路）

参　考　案　内　図

N
L第1382号線認定
L=197.10m W=6.00m
L第1383号線認定
L=60.81m W=5.00m
L第252号線
L第248号線
三室小学校
都市計画道路元町三室線

参　考　案　内　図

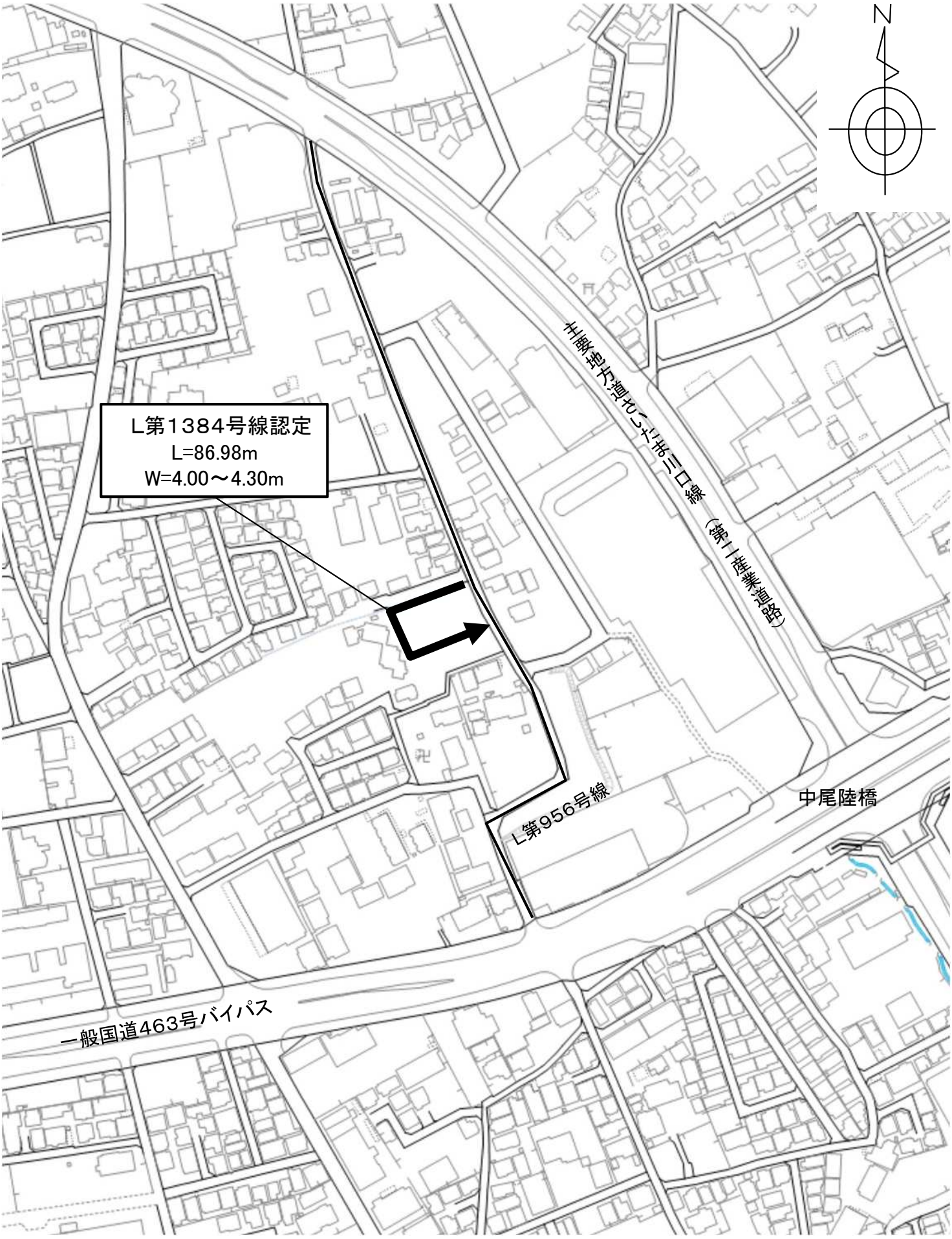
N
L第1384号線認定
L=86.98m
W=4.00～4.30m
主要地方道さいたま三口線（第二産業道路）
L第956号線
中尾陸橋
一般国道463号バイパス

参　考　案　内　図

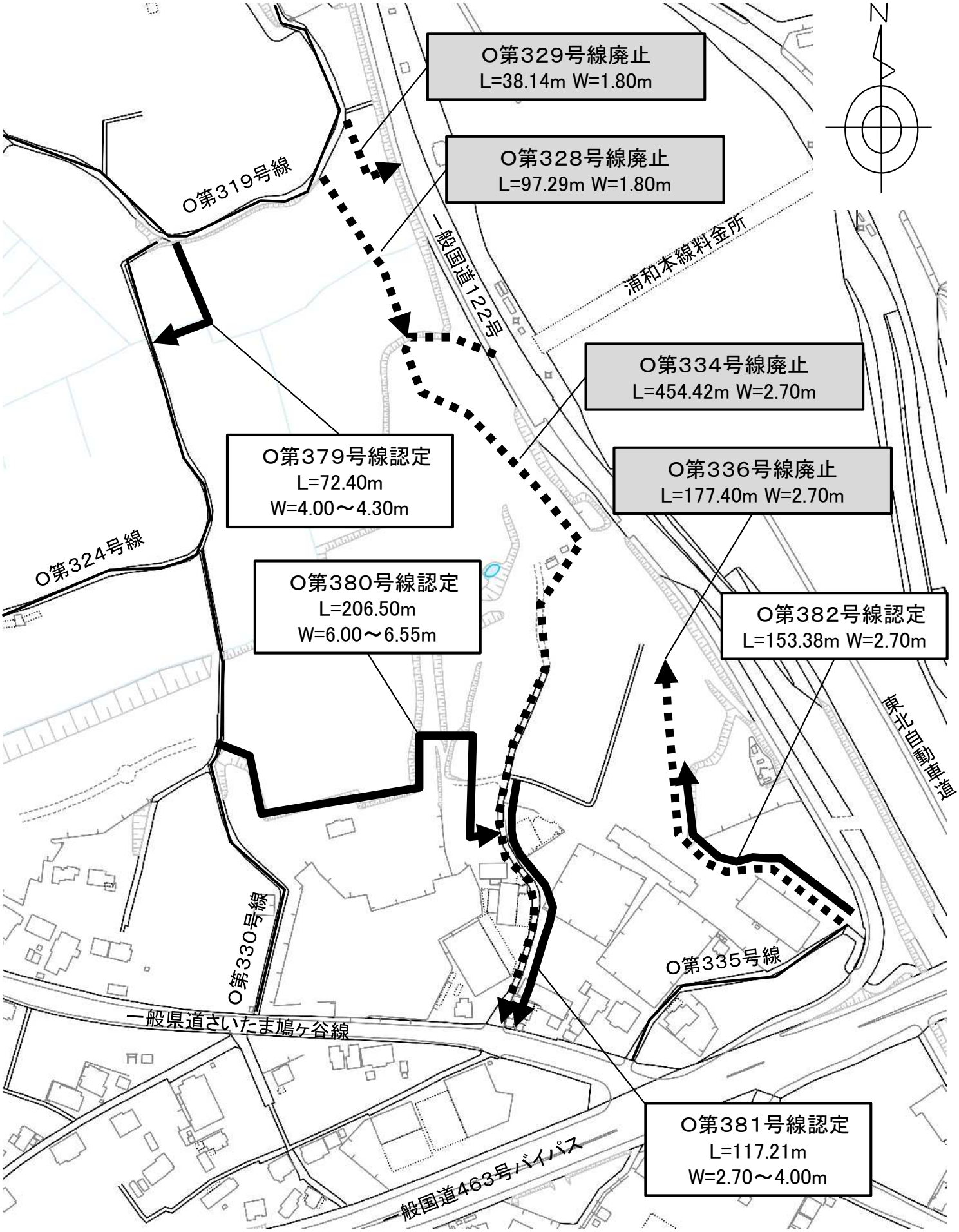
N
O第329号線廃止
L=38.14m W=1.80m
O第328号線廃止
L=97.29m W=1.80m
O第319号線
一般国道122号
浦和本線料金所
O第334号線廃止
L=454.42m W=2.70m
O第379号線認定
L=72.40m
W=4.00～4.30m
O第336号線廃止
L=177.40m W=2.70m
O第324号線
O第380号線認定
L=206.50m
W=6.00～6.55m
O第382号線認定
L=153.38m W=2.70m
東北自動車道
O第330号線
O第335号線
一般県道さいたま鳩ヶ谷線
O第381号線認定
L=117.21m
W=2.70～4.00m
一般国道463号バイパス

参　考　案　内　図

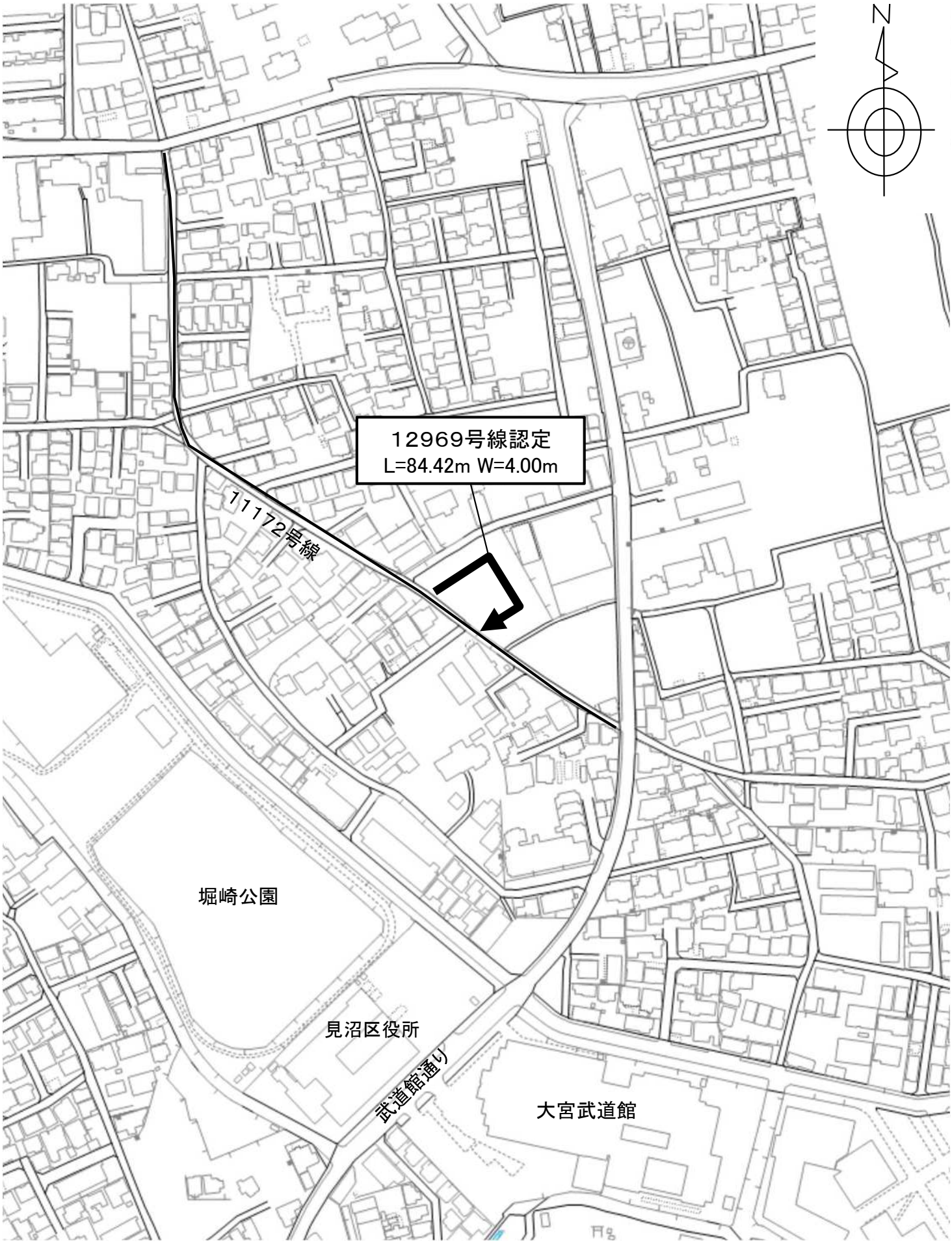

参　考　案　内　図

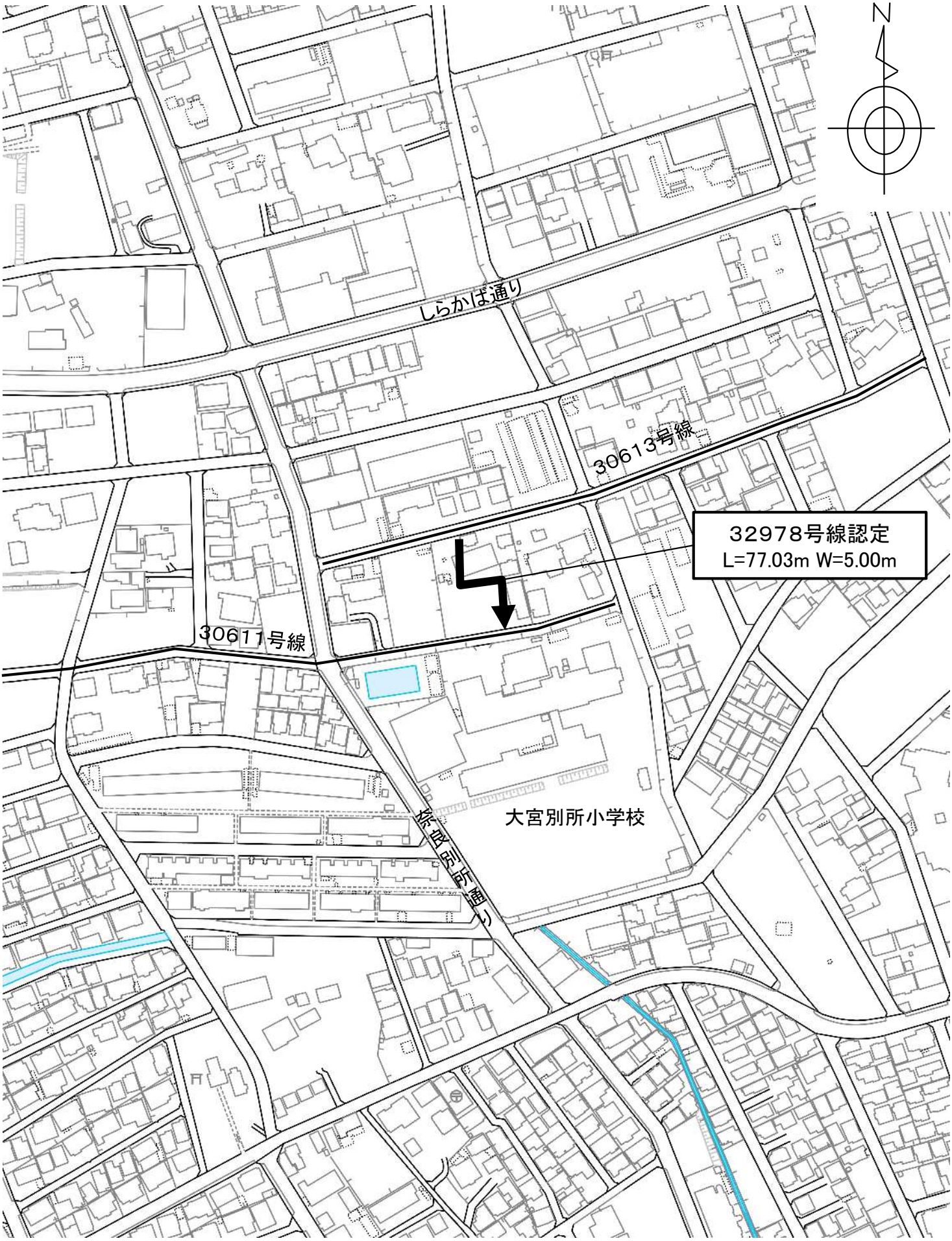
N
しらかば通り
30613号線
32978号線認定
L=77.03m W=5.00m
30611号線
大宮別所小学校
大宮別所通り

参　考　案　内　図

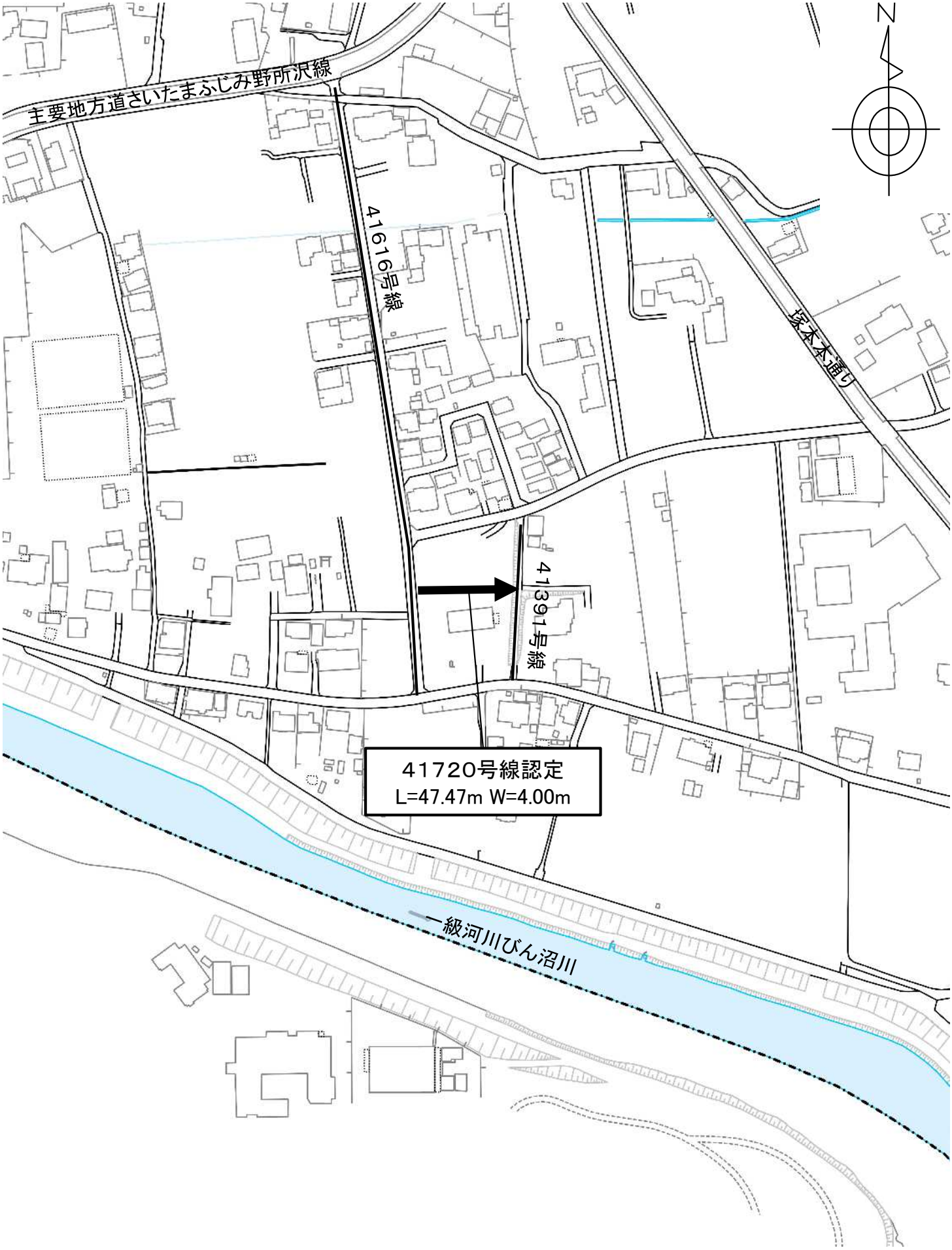
N
主要地方道さいたまふじみ野所沢線
41616号線
坂本木通り
41391号線
41720号線認定
L=47.47m W=4.00m
一級河川びん沼川

参　考　案　内　図

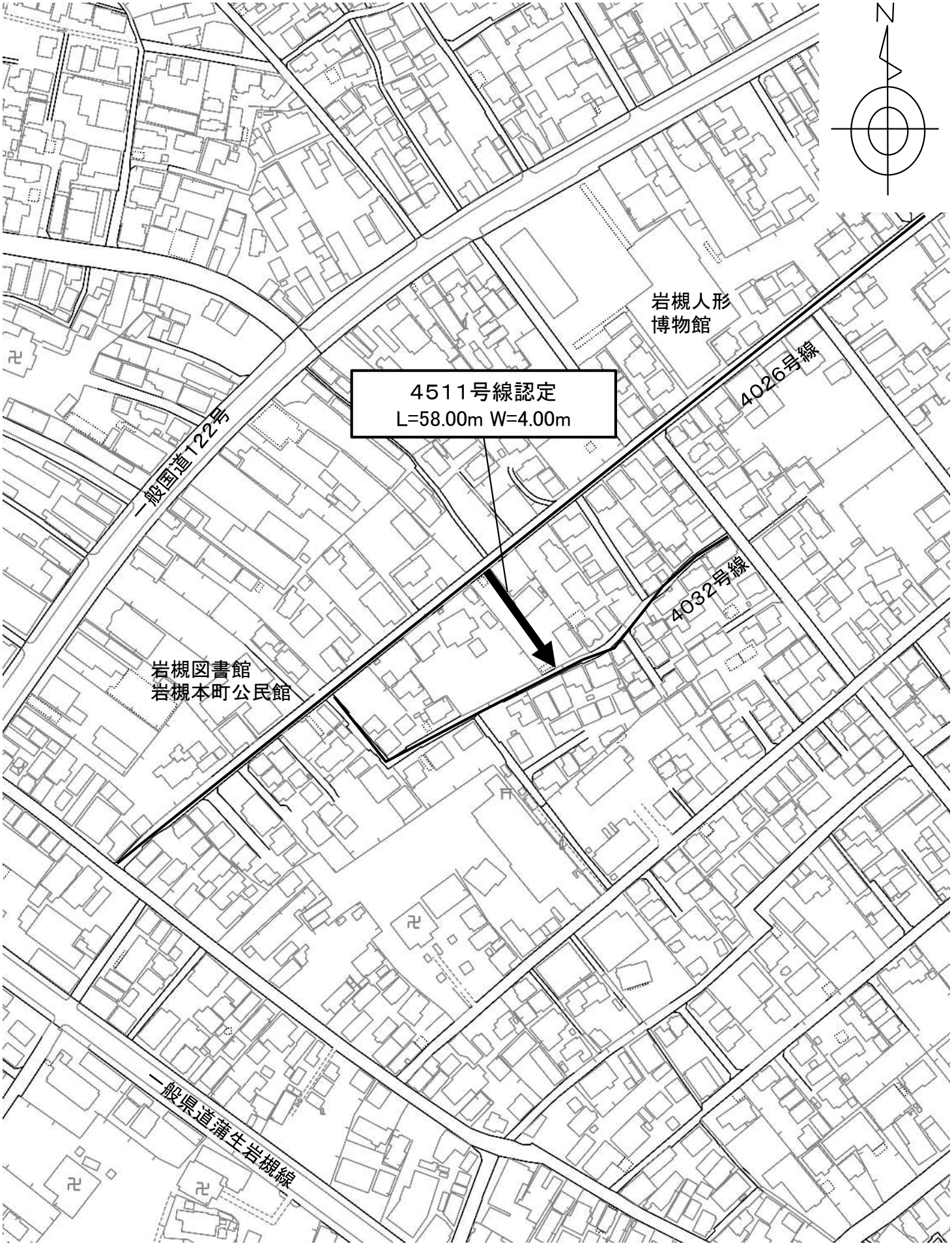
N
岩槻人形
博物館
4511号線認定
L=58.00m W=4.00m
4026号線
一般国道122号
4032号線
岩槻図書館
岩槻本町公民館
一般県道蒲生岩槻線

参　考　案　内　図

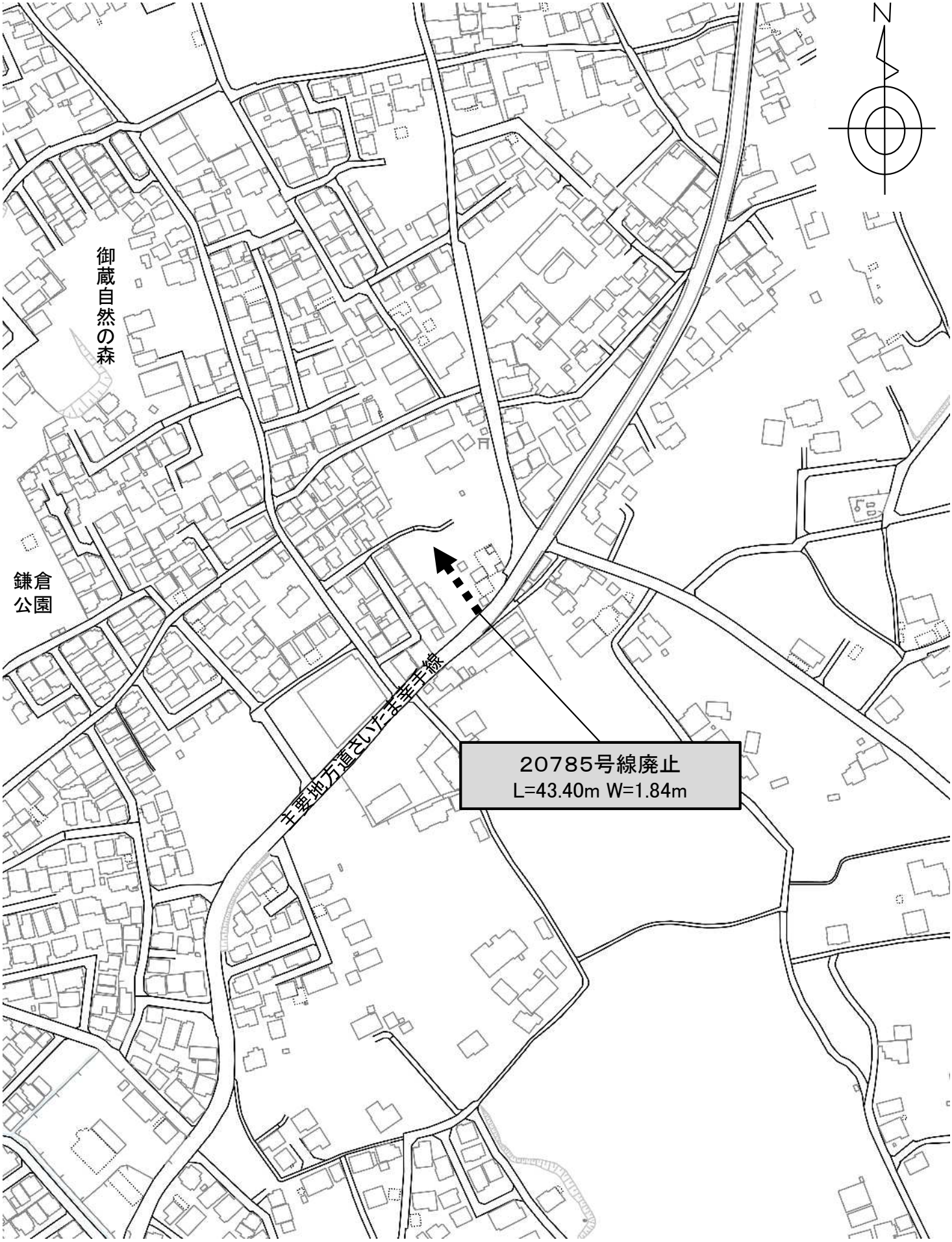

議案第２２０号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により意見を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	肥留間　美城	○○○○○○○○○○○○

議案第２２１号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により意見を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	吉野　勝則	○○○○○○○○○○○

議案第２２２号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により意見を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	上山　京子	○○○○○○○○○○○

議案第２２３号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により意見を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○	齊藤　実朗	○○○○○○○○○○○○

議案第２２４号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として下記の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により意見を求める。

令和７年１１月２６日提出

さいたま市長　清　水　勇　人

記

住　　所	氏　　名	生　年　月　日
○○○○○○○ ○○○○○○○○○○ ○○○○○○○	福島　まり子	○○○○○○○○○○